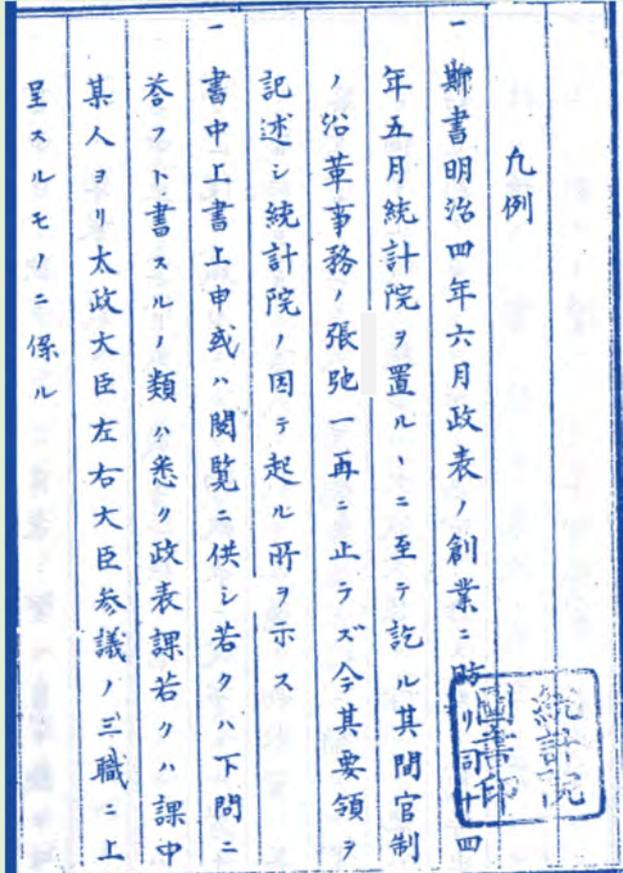
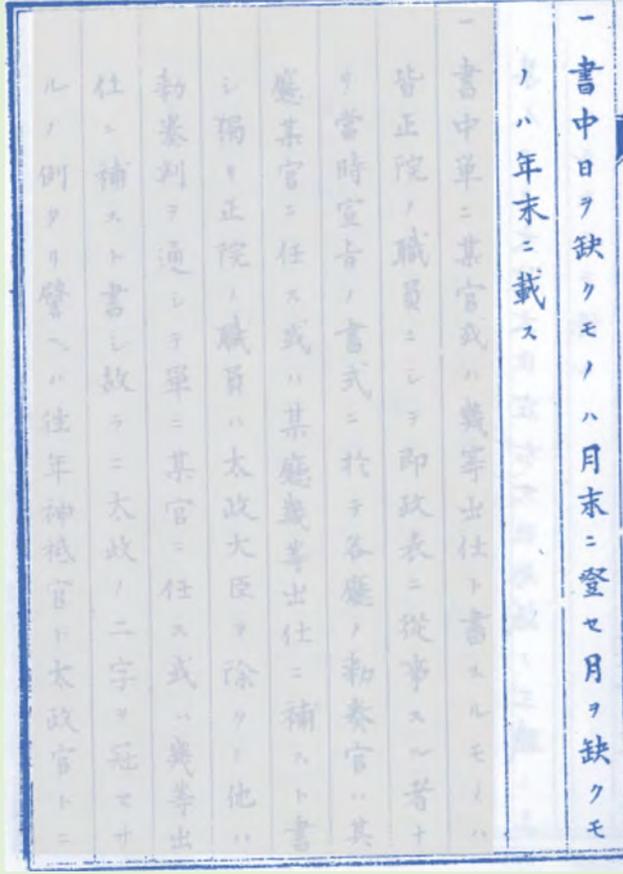


【作業用資料】政表課誌テキスト版（暫定版）（その1 明治4年～9年）

1 凡例

原文 凡例	テキスト
 <p>九例</p> <p>一 斯書明治四年六月政表ノ創業ニ昉リ、同十四年五月統計院ヲ置ル、ニ至テ訖ル其間官制ノ沿革事務ノ張弛一ニ再ニ止ラズ今其要領ヲ記述シ統計院ノ因テ起ル所ヲ示ス</p> <p>一 書中上書上申或ハ閱覧ニ供シ若クハ下問ニ答フト書スルノ類ハ悉ク政表課若クハ課中某人ヨリ太政大臣左右大臣参議ノ三職ニ上呈スルモノニ係ル</p>	<p>凡例</p> <p>一 斯書明治四年六月政表ノ創業ニ昉リ^(はじまり)同十四年五月統計院ヲ置ル、ニ至テ訖ル^(おわる)其間官制ノ沿革事務ノ張弛^(しちょう=盛んになることと衰えること)一ニ再^(いっさい=一度や二度)ニ止ラズ今其要領ヲ記述シ統計院ノ因テ起ル所ヲ示ス</p> <p>一 書中上書^(上官に対して意見を記した文書を提出すること)上申^(上官に自分の意見や状況などを申し述べること)或ハ閱覧ニ供シ若クハ下問ニ答フト書スルノ類ハ悉ク政表課若クハ課中某人ヨリ太政大臣左右大臣参議ノ三職ニ上呈スルモノニ係ル</p>
 <p>一 書中日ヲ欠クモノハ月末ニ登セ月ヲ欠クモノハ年末ニ載ス</p> <p>一 書中単ニ某官或ハ幾等出仕ト書スルモノハ皆正院ノ職員ニシテ即政表ニ從事スル者ナリ當時宣告ノ書式ニ於テ各廳ノ勅奏官ハ其廳某官ニ任ス或ハ其廳幾等出仕ニ補スト書シ獨ニ正院ノ職員ハ太政大臣ヲ除キ他ハ勅奏判ヲ通シテ單ニ某官ニ任ス或ハ幾等出仕ニ補スト書シ故ニ太政ノ二字ヲ冠セザルノ例ナリ譬ハ往年神祇官ト太政官トニ</p>	<p>一 書中日ヲ欠クモノハ月末ニ登セ月ヲ欠クモノハ年末ニ載ス</p>

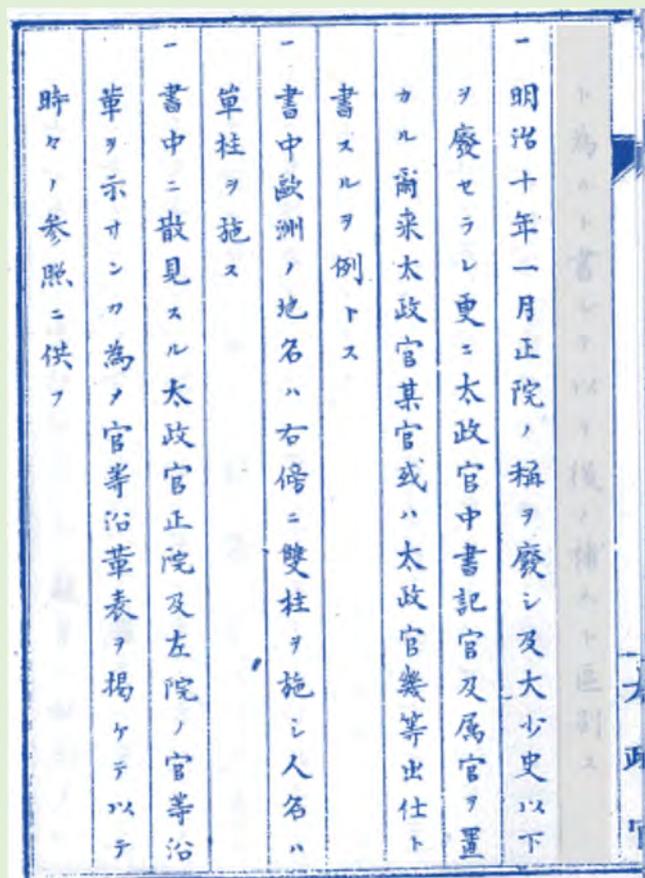
一 書中單ニ某官或ハ幾等出仕ト書スルモノハ皆正院ノ職員ニシテ即政表ニ從事スル者ナリ當時宣旨ノ書式ニ於テ各廳ノ勅奏官ハ其廳某官ニ任ス或ハ某廳幾等出仕ニ補スト書シ獨リ正院ノ職員ハ太政大臣ヲ除クノ他ハ勅奏判ヲ通シテ單ニ某官ニ任ス或ハ幾等出仕ニ補スト書シ故ラニ太政ノ二字ヲ冠セサルノ例タリ譬ヘハ往年神祇官ト太政官トニ

一 書中單ニ某官或ハ幾等出仕ト書スルモノハ皆正院ノ職員ニシテ即政表ニ從事スル者ナリ 當時宣旨ノ書式ニ於テ各庁ノ勅奏官ハ其庁某官ニ任ス或ハ某庁幾等出仕ニ補スト書シ獨リ正院ノ職員ハ太政大臣ヲ除クノ他ハ勅奏判ヲ通シテ單ニ某官ニ任ス或ハ幾等出仕ニ補スト書シ故ラニ (ことさらに) 太政ノ二字ヲ冠セサルノ例タリ 譬ヘハ (例えば) 往年神祇官ト太政官トニ各大少史アリ當時神祇官ノ職員ハ神祇大少史ト書シテ之ヲ分チ太政官ノ職員ハ單ニ大少史ト書シタル例ノ如シ 蓋 (けだし=考えてみるのに) 大宝ノ古例ナリ

各大少史アリ當時神祇官ノ職員ハ神祇大少史ト書シテ之ヲ分チ太政官ノ職員ハ單ニ大政表課左院ニ属スル時ニ當リ書中左院某官或ハ左院幾等出仕ト書スルモノハ皆政表ニ從事スルモノトス
一 明治六年六月廿九日前員外出仕ノ宣旨ノ書式ニ於テ奏任官以上ハ幾等出仕被仰付ト書シ判任官ハ幾等出仕申付ト書スルノ例タリ故ニ同日前ハ書中奏判ヲ通シテ幾等出仕ト為ルト書シテ以テ後ノ補スト區別ス

一 政表課左院ニ属スル時ニ當リ書中左院某官或ハ左院幾等出仕ト書スルモノハ皆政表ニ從事スルモノトス

一 明治六年六月廿九日前員外出仕ノ宣旨ノ書式ニ於テ奏任官以上ハ幾等出仕被仰付ト書シ判任官ハ幾等出仕中付ト書スルノ例タリ故ニ同日前ハ書中奏判ヲ通シテ幾等出仕ト為ルト書シテ以テ後ノ補スト區別ス



一 明治十年一月正院ノ稱ヲ廢シ及大少史以下ヲ廢セラレ更ニ太政官中書記官及屬官ヲ置カル 爾來太政官某官或ハ太政官幾等出仕ト書スルヲ例トス

一 書中歐洲ノ地名ハ右傍ニ雙柱(=二重傍線)ヲ施シ人名ハ單柱(=傍線)ヲ施ス

一 書中ニ散見スル太政官正院及左院ノ官等沿革ヲ示サンカ為メ官等沿革表ヲ掲ケテ以テ時々ノ参照ニ供フ

官等沿革表の原文⇒【別記1】

官等沿革表のテキスト⇒【別記2】

原文 明治4年	テキスト
<p>政表課誌</p> <p>明治四年辛未官將サニ特命全權大使ヲ歐米諸國ニ差遣セントスルノ議アリ其携帶ノ用ニ充ンカ為メニ六月八日權少史安川繁成ニ命シテ日本政表及日本國勢要覽ヲ編纂セシム太政官記録編輯局出仕宮崎誠同岳謙同橋本正誠之ニ屬ス尋テ編纂成リテ之ヲ進ム是レ政表事務ノ由テ起ル所ナリ</p> <p>十二月廿四日正院中ニ始メテ政表課ヲ置キ外史ノ所轄タリ杉亨ニ大主記ニ任セラレ政表ノ</p>	<p>政表課誌</p> <p>040000 明治四年辛未官將サニ特命全權大使ヲ<u>歐米諸國</u>ニ差遣セントスルノ議アリ 其携帶ノ用ニ充ンカ為メニ六月八日權少史安川繁成ニ命シテ日本政表及日本國勢要覽ヲ編纂セシム 太政官記録編輯局出仕宮崎誠 同岳謙 同橋本正誠之ニ屬ス 尋テ編纂成リテ之ヲ進ム 是レ政表事務ノ由テ起ル所ナリ</p> <p>041224 十二月廿四日正院中ニ始メテ政表課ヲ置キ外史ノ所轄タリ 杉亨ニ大主記ニ任セラレ政表ノ事務ヲ担任ス少主記宮崎誠 同岳謙 同橋本正誠之ニ屬ス</p>
<p>事務ヲ擔任ス少主記宮崎誠同岳謙同橋本正誠之ニ屬ス</p> <p>是ヨリ先キ明治三年庚午七月十一日亨ニ民部省出仕ト為ル同月廿九日民部省ニ上書シテ政表ノ事ヲ論ス¹ 略ニ曰ク<small>(いわく)</small>凡ソ<small>(およそ)</small>政表ハ天下ノ事物ヲ調査スルニアリ 故ニ名実齟齬スルトキハ則其影響ヲ政務上ニ及スヤ大ナリ 故ニ之カ精密ヲ欲スルトキハ上下合同ノ聖意ヲシテ能ク民心ニ貫徹セシムルニアリ 凡ソ<small>(およそ)</small>世ノ開化ヲ分テ三トス</p>	<p>是ヨリ先キ明治三年庚午七月十一日亨ニ民部省出仕ト為ル 同月廿九日民部省ニ上書シテ政表ノ事ヲ論ス¹ 略ニ曰ク<small>(いわく)</small>凡ソ<small>(およそ)</small>政表ハ天下ノ事物ヲ調査スルニアリ 故ニ名実齟齬スルトキハ則其影響ヲ政務上ニ及スヤ大ナリ 故ニ之カ精密ヲ欲スルトキハ上下合同ノ聖意ヲシテ能ク民心ニ貫徹セシムルニアリ 凡ソ<small>(およそ)</small>世ノ開化ヲ分テ三トス</p>

¹ **一口メモ** 杉亨ニが明治3年7月民部省に出仕した際に提出した建白書のことを記しています。建白書の内容は、「杉先生講演集」の付録に所収の「明治三年七月建白書」が国立国会図書館デジタルコレクションで公開されています。

世ノ間に合ハスモノ
 一ニ曰有形ノ産即農
 工ノ道ヲ開クニニ曰無形ノ産即學識ヲ以テ
 農工ヲ訓導ス三ニ曰精神ノ開化即文道ヲ開
 クニ在リ而レテ舊來文道ヲ害スル一大惡幣
 アリ人民ニ區別アル即是ナリ故ニ學文以テ
 知識ヲ發達スルモ其柵外ニ出ルコト能ハス
 自然卑屈ニ流レ終ニ貧民乞馬ニ陥リ為メニ
 國產ヲ減レ國ノ衰微ヲ來スニ至ル抑々此惡
 習ヲ生スルニ淵源アリ之ヲ絶ツヲ以テ今日
 ノ急務トス曰四民互ニ婚姻スルヲ許ルスベ
 シ曰土下座ヲ禁スベシ此ノニツノモノヲ改

一二日^(いわく)有形ノ産即農工ノ道ヲ開ク 二
 二日^(いわく)無形ノ産即學識ヲ以テ農工ヲ訓
 導ス 三日^(いわく)精神ノ開化即文道ヲ開ク
 ニ在リ 而シテ旧來文道ヲ害スル一大惡幣
 アリ人民ニ區別アル即是ナリ 故ニ學文以
 テ知識ヲ發達スルモ其柵外<sup>(=しきみ(門の内外のしき
 り)の外)</sup>ニ出ルコト能ハス 自然卑屈ニ流レ終
 ニ貧民乞丐^(こつがい)ニ陥リ為メニ國產ヲ減シ
 國ノ衰微ヲ來スニ至ル抑々^(そもそも)此惡習ヲ
 生スルニ淵源アリ之ヲ絶ツヲ以テ今日ノ急
 務トス 日^(いわく)四民互ニ婚姻スルヲ許ルス
 ベシ 日^(いわく)土下座ヲ禁スベシ此ノニツノ
 モノヲ改

ムレバ數年ノ後風俗一變シテ大ニ國益ヲ生
 センコト必セリ 今ヲ距ル^(へだてる)十年前西
 人ノ語ニ云ク^(いわく)亞細亞^(アジア)、亞非利加
^(アフリカ)ノ兩洲ハ國豊饒<sup>(ほうじょう=土地が肥沃で作物
 がよく実ること)</sup>ニシテ物産ニ富ムコト歐羅巴<sup>(ヨー
 ロッパ)</sup>ニ超過スト雖モ^(いえども)政事苛虐ニシテ
 人民奴隸ニ安ズ 故ニ歐羅巴^(ヨーロッパ)ノ航船
 貿易工作ノ三ヲ以テ二洲ノ產物ハ皆歐洲<sup>(ヨ
 ーロッパ)</sup>ノ有トナルベシト豈^(あ)ニ驚歎セサル
 可ンヤ本旨ノ如キハ素ヨリ事卑近<sup>(ひきん=身近
 でありふれていること)</sup>ニ属スト雖モ^(いえども)政表調査
 ノ日^(ひ)猶淺ク唯人民ノ信ヲ得ルヲ以テ先ト
 ナスノ時ニ方^(あた)ツテハ少補^(=少しの補い)ナク
 ンバアラス 故ニ敢テ上言ス若シ本旨執行
 アラバ人民

ムレバ數年ノ後風俗一變シテ大ニ國益ヲ生
 センコト必セリ 今ヲ距ル^(へだてる)十年前西
 人ノ語ニ云ク^(いわく)亞細亞^(アジア)、亞非利加
^(アフリカ)ノ兩洲ハ國豊饒<sup>(ほうじょう=土地が肥沃で作物
 がよく実ること)</sup>ニシテ物産ニ富ムコト歐羅巴<sup>(ヨー
 ロッパ)</sup>ニ超過スト雖モ^(いえども)政事苛虐ニシテ
 人民奴隸ニ安ズ 故ニ歐羅巴^(ヨーロッパ)ノ航船
 貿易工作ノ三ヲ以テ二洲ノ產物ハ皆歐洲<sup>(ヨ
 ーロッパ)</sup>ノ有トナルベシト豈^(あ)ニ驚歎セサル
 可ンヤ本旨ノ如キハ素ヨリ事卑近<sup>(ひきん=身近
 でありふれていること)</sup>ニ属スト雖モ^(いえども)政表調査
 ノ日^(ひ)猶淺ク唯人民ノ信ヲ得ルヲ以テ先ト
 ナスノ時ニ方^(あた)ツテハ少補^(=少しの補い)ナク
 ンバアラス 故ニ敢テ上言ス若シ本旨執行
 アラバ人民

益々政表調査ノ要ヲ信シテ實ヲ陳シ否レハ
 亨二ノ知ル所ニ非サルカ故ニ解職(=解職)ア
 ランコトヲ請フト明治四年八月廿八日天下ニ布告シテ華族以
 下平民ニ至ルマテ互ニ結婚ヲ許サル九月九日願ニ依テ出
 仕ヲ免セラシム

○十二月晦日見任(=現任)大主記杉亨二 少主記
 宮崎誠 同岳謙 同橋本正誠ナリ

同岳謙 同橋本正誠ナリ

五年正月大主記杉亨二 政表主義、下問、答、
 其略、曰、政表ハ西洋諸國ニ於テ、

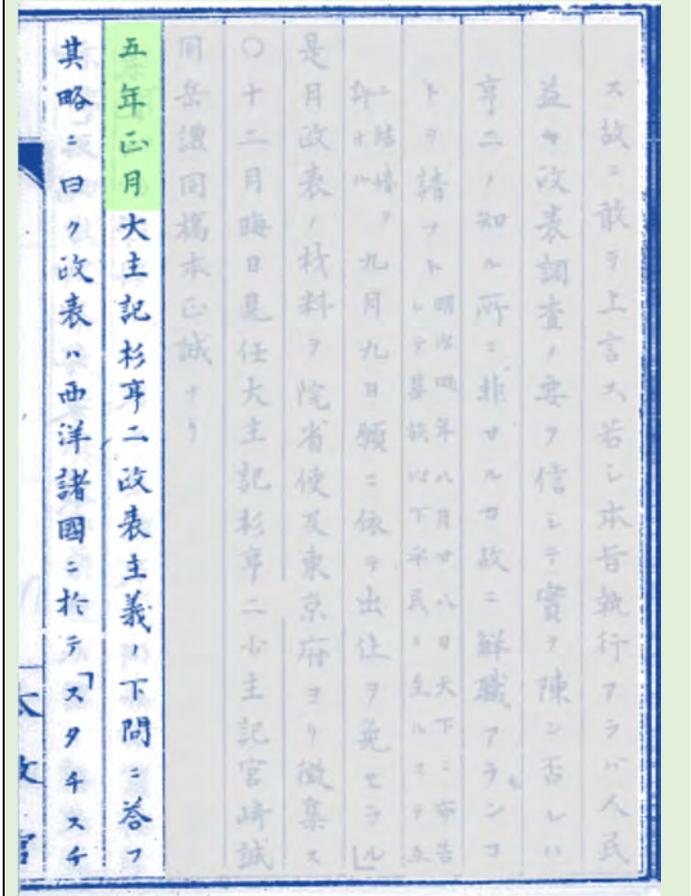
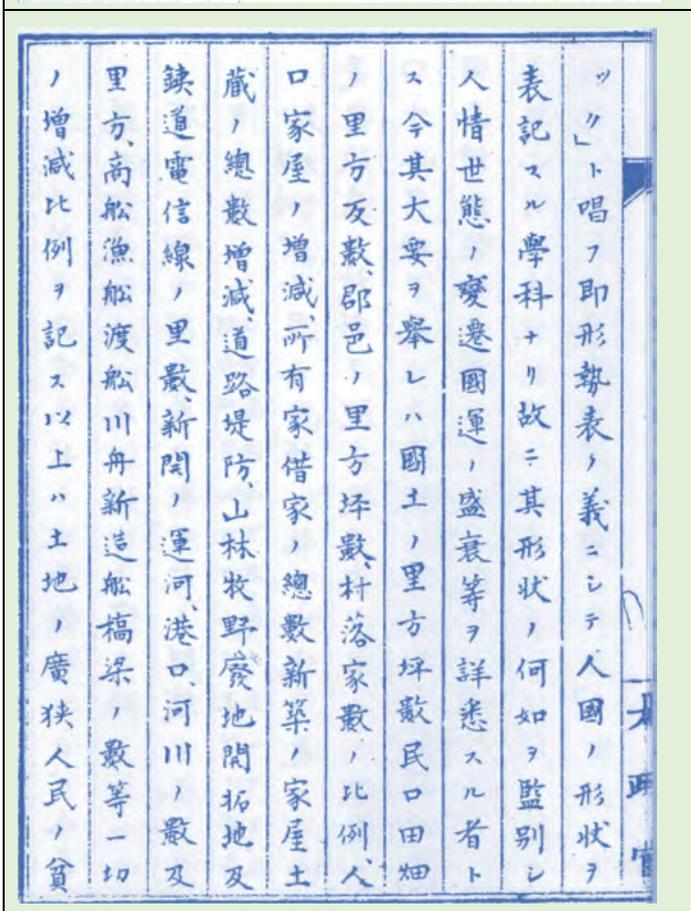
益々政表調査ノ要ヲ信シテ實ヲ陳シ否レハ
 亨二ノ知ル所ニ非サルカ故ニ解職(=解職)ア
 ランコトヲ請フト明治四年八月廿八日天下ニ布告シテ華族以
 下平民ニ至ルマテ互ニ結婚ヲ許サル九月九日願ニ依テ出
 仕ヲ免セラシム

041200

是月政表ノ材料ヲ院省使及東京府ヨリ徴集ス

041231

○十二月晦日見任(=現任)大主記杉亨二 少主記
宮崎誠 同岳謙 同橋本正誠ナリ

原文 明治5年	テキスト
 <p>其略ニ曰ク政表ハ西洋諸国ニ於テ「スタチスチック」ト唱フ即形勢表ノ義ニシテ人 国ノ形状ヲ表記スル学科ナリ 故ニ其形状ノ 何如ヲ監別シ人情世態ノ變遷國運ノ盛衰等ヲ 詳悉<small>（しょうしつ＝非常に詳しくて漏れのないこと）</small>スル者トス 今其大要ヲ挙レハ国土ノ里方坪数 民口田畑 ノ里方反数、郡邑ノ里方坪数、村落家数ノ比 例、人口家屋ノ増減、所有家借家ノ総数 新築 ノ家屋土蔵ノ総数増減、道路堤防、山林牧野 廢地開拓地及鉄道電信線ノ里数、新開ノ運河、 港口、河川ノ数及里方、商船漁船渡船川舟新 造船橋梁ノ数等一切ノ増減比例ヲ記ス以上ハ 土地ノ広狭人民ノ貧富</p>	<p>050100 五年正月 大主記杉亨二政表主義ノ下問ニ答フ ²其略ニ曰ク <small>（いわく）</small> 政表ハ西洋諸国ニ於テ「スタチスチック」ト唱フ即形勢表ノ義ニシテ人 国ノ形状ヲ表記スル学科ナリ 故ニ其形状ノ 何如ヲ監別シ人情世態ノ變遷國運ノ盛衰等ヲ 詳悉<small>（しょうしつ＝非常に詳しくて漏れのないこと）</small>スル者トス 今其大要ヲ挙レハ国土ノ里方坪数 民口田畑 ノ里方反数、郡邑ノ里方坪数、村落家数ノ比 例、人口家屋ノ増減、所有家借家ノ総数 新築 ノ家屋土蔵ノ総数増減、道路堤防、山林牧野 廢地開拓地及鉄道電信線ノ里数、新開ノ運河、 港口、河川ノ数及里方、商船漁船渡船川舟新 造船橋梁ノ数等一切ノ増減比例ヲ記ス以上ハ 土地ノ広狭人民ノ貧富</p>
	

² **一口メモ** 杉亨ニ対シ政表についてのお尋ねがあり、それに対する明治5年正月の答申書のことを記しています。答申書の内容は、杉先生講演集の付録に所収の「明治五年正月答申書」が国立国会図書館デジタルコレクションで公開されています。
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898298/281>

富國力ノ強弱ヲ計較スル者ニシテ植民地ノ設
 アルニ方リテハ必要ノモノタリ人民ハ生國男
 女生死ノ數結婚離婚再婚往住來住ノ數、療
 疾病症ノ類及人數、流民乞丐(こつがい)罪人ノ數
 教師生徒ノ數、學科等級ノ別、工作技藝ノ人員商
 賈ノ種類、宗教ノ數壇家ノ増減等總テ其類ノ品
 目ヲ擧ケ人民ノ變遷ヲ記ス以上ハ風俗ノ良否
 開化ノ度ヲ表スルモノニシテ政令執行ノ最欠
 ヲ可カラサルモノタリ產物工作ハ米穀蠶絲絹
 木綿反物獸皮茶紙苧麻藍玉藥種子種ノ類及塩

国力ノ強弱ヲ計較スル者ニシテ植民地ノ設
 アルニ方(あた)リテハ必要ノモノタリ人民ハ生國
 男女生死ノ數 結婚離婚再婚往住來住ノ數、療
 疾病症ノ類及人數、流民乞丐(こつがい)罪人ノ數
 及年齡大小學校教師生徒ノ數、學科等級ノ別、
 工作技芸ノ人員商売ノ種類宗教ノ數壇家ノ増
 減等總テ其類ノ品目ヲ擧ケ人民ノ變遷ヲ記ス
 以上ハ風俗ノ良否開化ノ度ヲ表スルモノニシ
 テ政令執行ノ最欠ク可カラサルモノタリ 產
 物工作ハ米穀蠶糸絹木綿反物獸皮茶紙苧麻(か
 らむし)藍玉(あいだま=染料)藥種子種ノ類及塩

油酒砂糖鯉節海草椎茸ノ類又金銀銅鉄石炭等
 採掘ノ額漆器陶器家具及蒸汽船鐵道電信機馬
 車人車等總テ新造諸品ノ種類
 新ニ蕃殖セル牛馬羊豕鷄犬ノ類ニ至ルマテ品
 格總計及價ノ昂低ヲ記ス以上ハ租稅ヲ改革ス
 ルニ方リ稅額ノ當否ヲ監別スルニ緊要ノモノ
 タリ華士族卒僧侶ノ輩ハ農工商ノ孰レニ歸
 シ歟其如何ノ形狀ヲナシテ幾何ノ人員ナル歟
 流民及罪人乞丐ノ多キハ地方官施治ノ不良若
 ヲハ國力ノ不足或ハ水旱凶歉及風俗薄漓ノ致

油酒砂糖鯉節海草椎茸ノ類又金銀銅鉄石炭等
 採掘ノ額漆器陶器家具及蒸汽船鐵道電信機馬
 車人車等總テ新造諸品ノ種類
 樹木鳥獸ノ數及新ニ蕃殖セル牛馬羊豕鷄犬ノ
 類ニ至ルマテ品格總計及價ノ昂低ヲ記ス以上
 ハ租稅ヲ改革スルニ方(あた)リ稅額ノ當否ヲ監
 別スルニ緊要ノモノタリ華士族卒僧侶ノ輩ハ
 農工商ノ孰レ(いずれ)ニ歸セシ歟(か)其如何ノ形
 狀ヲナシテ幾何ノ人員ナル歟(か)貧民流民及罪
 人乞丐(こつがい)ノ多キハ地方官施治ノ不良若ク
 ハ國力ノ不足或ハ水旱(すいかん=洪水と干ばつ)凶歉(き
 ようけん=不作)及風俗薄漓(はくり=薄いこと)ノ致

所等皆悉ク灼然タリ抑々^(そもそも)政表ノ綱目
 ハ言ニ尽スヘキモノハ之ヲ書シ其尽ス能ハサル
 モノハ表ニ製シ因ニ尽シ一事一物モ遺ス処
 ナシ亭二往年実施シタル沼津原両村ノ政表ヲ
 副へ以テ上ル 乃^(すなわち)政表ハ政務ノ具經濟
 ノ要タル理由ヲ明察アランコトヲ請フ又曰<sup>(い
 わく)</sup>政表施行今日ノ盛挙ニ至ルハ実ニ感激ノ
 至リニ堪ヘサルナリ 歐洲^(ヨーロッパ)ニ在テハ今
 ヲ距ル^(へだてる)二千有二三百年前希臘國^(ギリシヤ)
 ニ於テ始メテ政表ヲ製シ其後羅馬^(ローマ)帝制
 ノ初代アウキユスチユス帝政表ヲ鑑ミテ国力
 ヲ量リ国境ヲ定³ムル等載セテ彼ノ国ノ歴史
 ニ昭々^(=明らかさま)タリ 是故ニ現今ニ至リテハ
 益々其精微ヲ極ム夫レ^(それ)政事上政表ノ欠ク
 可カラサル此ノ如シ 然レトモ淺識亭二ノ如
 キ一巳ノ微力ヲ以テ能ク此ノ如キ大任ニ堪ン
 ヤ謹テ願クハ勅任ノ長官ヲ置レンコトヲ

ス所等皆悉ク灼然タリ抑々^(そもそも)政表ノ綱目
 ハ言ニ尽スヘキモノハ之ヲ書シ其尽ス能ハサル
 モノハ表ニ製シ因ニ尽シ一事一物モ遺ス処
 ナシ亭二往年実施シタル沼津原両村ノ政表ヲ
 副へ以テ上ル 乃^(すなわち)政表ハ政務ノ具經濟
 ノ要タル理由ヲ明察アランコトヲ請フ又曰<sup>(い
 わく)</sup>政表施行今日ノ盛挙ニ至ルハ実ニ感激ノ
 至リニ堪ヘサルナリ 歐洲^(ヨーロッパ)ニ在テハ今
 ヲ距ル^(へだてる)二千有二三百年前希臘國^(ギリシヤ)
 ニ於テ始メテ政表ヲ製シ其後羅馬^(ローマ)帝制
 ノ初代アウキユスチユス帝政表ヲ鑑ミテ国力
 ヲ量リ国境ヲ定³ムル等載セテ彼ノ国ノ歴史
 ニ昭々^(=明らかさま)タリ 是故ニ現今ニ至リテハ
 益々其精微ヲ極ム夫レ^(それ)政事上政表ノ欠ク
 可カラサル此ノ如シ 然レトモ淺識亭二ノ如
 キ一巳ノ微力ヲ以テ能ク此ノ如キ大任ニ堪ン
 ヤ謹テ願クハ勅任ノ長官ヲ置レンコトヲ

050208

○二月八日 大主記杉亭二静岡県下沼津村ニ差遣セラル

050209

○九日 竹村正路十三等出仕ト為ル

050307

○三月七日 世良太一十二等出仕ト為ル

050300

○是月 辛未政表成ル

050425

○四月二十五日 倉持義山十三等出仕ニ補セラル

國境ヲ定ムル等載セテ彼ノ國ノ歴史ニ昭々
 リ是故ニ現今ニ至リテハ益々其精微ヲ極ム夫
 レ政事上政表ノ缺ク可カラリル此ノ如シ然レ
 トモ淺識亭二ノ如キ一巳ノ微力ヲ以テ能ク此
 ノ如キ大任ニ堪ンヤ謹テ願クハ勅任ノ長官ヲ
 置レンコトヲ ○是月 辛未記橋本心誠殿
 月八日 大主記杉亭二静岡県下沼津村ニ差遣セ
 ラル ○九日 竹村正路十三等出仕ト為ル ○
 三月七日 世良太一十二等出仕ト為ル ○是
 月 辛未政表成ル ○四月廿五日 倉持義山十三等

3 原文の定 (うかんむりに之) は定の異体字。

出仕ト補補キラル ○十月二日十二等出仕世良太
 一十一等出仕ト為ル ○四日太政官中地理
 課ヲ置キ内史ノ所轄タリ政表課ヲ改メ掛トナ
 シテ之ニ属セシム少内史塚本明毅課長タリ而
 シテ政表ノ事ハ専ラ杉亨ニ任ス ○廿八日大
 主記杉亨二七等出仕ト為ル ○明年大陰曆
 ヲ改メテ大陽曆トナサントス故二十二月二日
 ヲ以テ本年ノ末日トス 是日見任七等出仕杉亨
 二十一等出仕世良太一少主記宮崎誠 岳謙 十三
 等出仕竹村正路 倉持義山ナリ

051002

○十月二日 十二等出仕世良太一十一等出仕ト
為ル

051004

○四日 太政官中地理課ヲ置キ内史ノ所轄タリ
政表課ヲ改メ掛トナシテ之ニ属セシム少内史
塚本明毅課長タリ而シテ政表ノ事ハ専ラ杉亨
二ニ任ス

051028

○廿八日 大主記杉亨二七等出仕ト為ル

050000

○明年大陰曆ヲ改メテ大陽曆トナサントス故
二十二月二日ヲ以テ本年ノ末日トス

051202

是日見任(=現任)七等出仕杉亨二 十一等出仕世
良太一 少主記宮崎誠 橋本正誠 岳謙 十三等
出仕竹村正路 倉持義山ナリ

原文 明治6年	テキスト
<p>六年の二月七日青山勇十二等出仕ト為ル 八日浦野元純鈴木幸英十五等出仕為ル ○三月五日七等出仕杉亨二上言シテ地方ニ就 キ人別政表ヲ調査センコトヲ請フ略ニ曰政表 ノ政務上ニ必要タル旨趣ハ昨春上陳セシカ如 レ爾後退テ命ヲ待ツ茲ニ久シ竊ニ意ヘラケル ソ歐洲諸國ニ於テ政務ヲ施行スルハ總テ政表 ニ就テ斟酌シテ政表ヲ以テ國家経綸ノ一大要事 トス元来國家ノ盛衰ハ人民ノ隆替ニ由ルハ勿 論政表ニハ主トシテ人民ノ智愚勤怠貧富及風</p>	<p>060100 六年一月橋本正誠歿ス</p> <p>060207 二月七日青山勇十二等出仕ト為ル</p> <p>060208 ○八日浦野元純 鈴木幸英十五等出仕ト為ル</p> <p>060305 ○三月五日七等出仕杉亨二上言シテ地方ニ就 キ人別政表ヲ調査センコトヲ請フ⁴略ニ曰^(いわく) 政表ノ政務上ニ必要タル旨趣ハ昨春上陳セ シカ如シ爾後退テ命ヲ待ヲ待ツ 茲^(ここ)ニ久 シ竊^(ひそか)ニ意^(おも)ヘラケ凡^(およ)ソ歐洲^(ヨーロッパ) 諸國ニ於テ政務ヲ施行スルハ總テ政表ニ就 テ斟酌^(しんしゃく)シ政表ヲ以テ國家経綸^{(けいりん=} 治めととのえること)⁽⁾ノ一大要事トス元来國家ノ盛衰 ハ人民ノ隆替^(りゅうたい=栄えたりおとろえたりすること)ニ 由ルハ勿論政表ニハ主トシテ人民ノ智愚勤怠 貧富及風</p>
<p>俗ノ敦漓^(じゅんり=敦墾) 藝術ノ巧拙ヨリ土地ノ肥 瘠^{(ひせき=肥瘠 (ひそう))} 物産ノ多寡其他日常事物ノ 形態ニ至ルマテ遺漏ナク明記シ全国ノ大勢ヲ 表出スルモノナリ然リ 而シテ目今^(もっこん=目下) 戸籍法ノ如キ極メテ煩冗^(ぼんじょう=わずらわしく、くだ くだしいこと)ニ涉リ畢竟^(ひっきょう=結局)親族ノ繼續ヲ 旨トナスカ故ニ政表ニ必要ノ件ヲ欠クコト夥 ^(すくな)カラス宜シク人口戸数産業等ニ簡易ノ 調査法ヲ設ケ戸籍法中ノ劣歟^(れっかん=悪いところ) ヲ改刪^(かいさん=字句を改めなおすこと)アルベシ且嘗^(ため し)テ戸籍調査ノコトヲ静岡県ニ照会セシニ昨 壬申年二月ヨリ九月ニ至ル戸長等ノ給料及諸 費ヲ合計シテ金壹萬貳千兩ヲ要セシト</p>	<p>倍ノ淳漓藝術ノ巧拙ヨリ土地ノ肥瘠物産ノ多 寡其他日常事物ノ形態ニ至ルマテ遺漏ナク明 記シ全国ノ大勢ヲ表出スルモノナリ然リ而シ テ目今戸籍法ノ如キ極メテ煩冗ニ涉リ畢竟親 族ノ繼續ヲ旨トナスカ故ニ政表ニ必要ノ件ヲ 缺クコト夥カラス宜シク人口戸数産業等ニ簡 易ノ調査法ヲ設ケ戸籍法中ノ劣歟ヲ改刪アル ベシ且嘗テ戸籍調査ノコトヲ静岡県ニ照会セ シニ昨壬申年二月ヨリ九月ニ至ル戸長等ノ給 料及諸費ヲ合計シテ金壹萬貳千兩ヲ要セシト</p>

⁴ **一ロメモ** 杉亨二が明治6年3月の人別政表の調査（**人口センサス**）の実施を請う建議書のことを記しています。建議書の内容は、杉先生講演集の付録に所収の「明治六年三月建議書」が国立国会図書館デジタルコレクションで公開されています。

是ヲ以テ三府七十二縣ヲ概算スレハ大凡(おおよそ)百万兩ニ至ルベシ夫レ(それ)此ノ如ク巨額ノ費目ヲ要スルモ其益ナシ故ニ須ク(すべからく)先ツ特ニ一國ニ就キ人別政表調査ノ為メ本課吏員ヲシテ巡回シ上意ヲ貫徹セシムベシ然ルトキハ民情疑偽ノ弊ナク調査モ亦(また)容易ナラン是亨二先年駿州ニ於テ実施経験スル処ナリ且今後編纂ノ表記ヲ逐次頒布セハ各地方官ニ於テ大ニ事理ヲ了解(=了解)シ漸次(ぜんじ)全国ニ及フベシ彼ノ歐洲(ヨーロッパ)ノ如キハ數百年来ノ成規アリ且積年講究セシヲ以テ体裁自ラ其宜キヲ得タリト雖モ(いへども)本邦ニ於テハ事創設ニ係ルヲ以テ逐次順序ヲ經卑近(ひきん=身近でありふれていること)ヨリ高遠ニ及ホスニ非ラサレハ完全ヲ得難シ幸ニ高議ヲ賜ヒ實地ニ就キ人別政表調査ノ委任アランコトヲ茲(ここ)ニ併セテ形勢學論ヲ訳述シ以テ上呈スト

是ヲ以テ三府七十二縣ヲ概算スレハ大凡(おおよそ)百万兩ニ至ルベシ夫レ(それ)此ノ如ク巨額ノ費目ヲ要スルモ其益ナシ故ニ須ク(すべからく)先ツ特ニ一國ニ就キ人別政表調査ノ為メ本課吏員ヲシテ巡回シ上意ヲ貫徹セシムベシ然ルトキハ民情疑偽ノ弊ナク調査モ亦(また)容易ナラン是亨二先年駿州ニ於テ実施経験スル処ナリ且今後編纂ノ表記ヲ逐次頒布セハ各地方官ニ於テ大ニ事理ヲ了解(=了解)シ漸次(ぜんじ)全国ニ及フベシ彼ノ歐洲(ヨーロッパ)ノ如キハ數百年来ノ成規アリ且積年講究セシヲ以テ体裁自ラ其宜キヲ得タリト雖モ(いへども)本邦ニ於テハ事創設ニ係ルヲ以テ逐次順序ヲ經卑近(ひきん=身近でありふれていること)ヨリ高遠ニ及ホスニ非ラサレハ完全ヲ得難シ幸ニ高議ヲ賜ヒ實地ニ就キ人別政表調査ノ委任アランコトヲ茲(ここ)ニ併セテ形勢學論ヲ訳述シ以テ上呈スト

其宜キヲ得タリト雖モ本邦ニ於テハ事創設ニ係ルヲ以テ逐次順序ヲ經卑近ヨリ高遠ニ及ホスニ非ラサレハ完全ヲ得難シ幸ニ高議ヲ賜ヒ實地ニ就キ人別政表調査ノ委任アランコトヲ茲ニ併セテ形勢學論ヲ訳述シ以テ上呈スト○五月二日太政官職制ヲ更定シテ財務課ヲ置キ權大内史熊谷武五郎課長トナル政表ヲ以テ之ニ屬ス○五日皇城火アリ實田町二番地舊教部省廳ヲ以テ太政官代トセラル政表課從テ移ル○

060502

○五月二日 太政官職制ヲ更定シテ財務課ヲ置キ權大内史熊谷武五郎課長トナル政表ヲ以テ之ニ屬ス

060505

○五日 皇城火アリ實田町二番地舊教部省廳ヲ以テ太政官代トセラル政表課從テ移ル

是月七等出仕杉亨二書ヲ上テ曰昨年正月略陳政表之要上之閣下適不見者以為日參萬機未遑思之也蓋譬之織累尺寸不已則竟成丈匹當且擇淺近易知者而表之以待閣下之裁省焉然前日本課属地誌亨二謂尚未省之也乃陳政表之事重上閣下未有所論復有以本課屬財務之命亨二惑焉竊歎曰閣下終不省之也而又以為方今聖明在上勵精圖治事苟足以益國家以不見省故黙々而止豈可謂忠乎此亨二之所以復冒瀆閣下之聽而不憚也夫政表表全國之形勢也歐洲名曰須多知數知以久其為務土地則田野之廣狹肥磽山林

之生殖江海之運輸人民則男女之差職分智愚勤惰貧富老少以至物産之豐歎工作之精粗教化風俗之正邪淳漓學術兵力之深淺強弱國情之向背外交之利害及金穀出入制度沿革之事凡現在事物之迹網羅綜核悉表紀而不遺要在執政者操之以憲施設之先後緩急也海外諸國稱稱文明富強者必有此設閣下固宜大建政表編指致諸國形勢學士專討議其法是在歐全權大使之所知也夫彼諸國今日之隆盛者雖亦由人民自備之力乎政府誘掖之功為最至與一利除一害皆賴之

060500

○是月七等出仕杉亨二書ヲ上テ⁵曰

昨年正月略陳政表之要上(≡昨年正月に提出した答申書(→

脚注2参照)において政表を進めるべきことを申し上げたが)之、閣下

適不見省(≡閣下にお目通しいただくことかなわず)、以為日參

萬機(≡日参するも政治上の多くの重要な事柄があり、お伺いしたいと思

います)、未遑思之也(≡時間がない中で(以下のことを)考えてい

ます)、蓋(けだし=考えてみるのに)譬(例えば)之織(=布を織る

ときは)、累尺寸不已(=しきりに些細なことを積み重ね)、則竟

成丈匹(=そして、ついに四丈となる)、当且択淺近易知者

而表之(≡まさに、一先ず淺はかな者を選び、知識のある者に変えてい

く)、以待閣下之、或省、焉(ある省の閣下は待ち望んでい

る)、然前日以本課属地誌(=然るに前日をもって本課地誌部

門に属し)亨二謂尚未省之也(亨二之を省みず尚謂う)、乃(すな

わち)陳政表之事(政表のことをのべる)、重上閣下、未有所

論(=今までさとしたことはないが)、復有以本課屬財務

之命(≡また本課の帰属を財務部門とする命あり)亨二惑焉(≡亨二と

まどう)、竊歎(せつたん=密かに嘆いて)曰(いわく)、閣下終

不省之也(閣下は遂にこれを省みず)、而又以為(しこうしてまた

おもえらく)、方今(=まさに今)聖明在上、勵精圖

治、事苟(いやしくも)足以益國家、以不見省之故、

黙々而止、豈(あに=どうして)可謂忠乎(忠と謂うべけんや

=まごころがあると言えるのだろうか)、此亨二之所以復冒瀆閣

下之聽而不憚(≡亨二、閣下を繰り返して冒とくしていることを聴か

れることをおそれず)也、夫(それ)政表、表全國之形勢

也(全國の情勢を表している)、歐洲(=ヨーロッパでは)名曰須多

知數知以久(=名付けてスタチスチックといい)、其為務(=その

つとめを果たしている)、土地、則田野之広狹肥磽(ひこう)、

山林之生殖江海之運輸、人民、則男女之差、職

分之别、智愚勤惰、貧富老少、以至物産之豊歎(ほうけん)、

工作之精粗、教化風俗之正邪淳漓、

學術兵力之深淺強弱、国情之向背、外交之利

害、及金穀出入、制度沿革之事、凡現在事物之

迹(あと)、網羅綜核、悉表紀而不遺、要在執政

者扱之(≡政治を司る者はこれによる立場を求められ)、以慮施設

之先後緩急也(≡優先順位の計画を考慮してみると)、海外諸

國、号称文明富強者(≡文明に長けていると称される諸外国に

は)、必有此設(≡必ずこの計画が存在し)、

5 一〇メモ 杉亨二が明治6年5月に太政大臣と参議に宛てた建議書のことを記しています。明治5年に政表課は地誌課に帰属となり、また、明治6年には財務課の帰属となり、組織の縮小を懸念し、改めて政表の重要性和その整備のための体制整備を改めて申し立てたもの⁵です。建議書の内容は、杉先生講演集の付録に所収の「明治六年五月建議書」が国立国会図書館デジタルコレクションで公開されています。
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/898298/285>

之生殖江海之運輸人民則男女之差賦令之別習
 愚動情貧富老少以至物產之豐歉工作之精粗教
 化風俗之心邪淳薄學術其力之深淺強弱固情之
 向背外交之利害及金穀出入制度沿革之凡現在
 事物之運細羅綜核悉表紀而不遺要在執政者據
 之以憲施設之先後緩急也海外諸國稱文明富
 強者必有此設聞頃魯西亞欲大講政表編招致諸
 國形勢學士專討議其法是在歐全權大使之所知
 也夫彼諸國致今日之隆盛者雖亦由人民自強之
 力乎政府誘掖之功為最至興一利除一害皆察形

勢為之政常行於所無事民樂從之不察形勢而或
 激水堰苗欲以取功於一時則其弊有不可勝言者
 天下事物至多形勢日異固非耳目之力可能洞悉
 如欲洞悉之舍政表將何求乎閣下明知其事務重
 且大如此則知非地誌財務之可以屬矣然而事係
 創造表紀之規矧未得其梗概卒然倣海外諸國
 立法則扞格支吾不可行勢不得不漸次從事故有
 難求効於目前者事二之所以欲累尺寸意實在於
 此而至事之成否固由信任之重不重今誠選通內
 外事務簡練達政者為之長官重任課務則不出數

聞頃魯西亞(=近頃、ロシアからも聞き及んでいる)、欲大講政
 表(=政表について論じることを望む)、編招致諸國形勢學士
 專討議其法(=その法について専門に議論する諸國の形勢學士を招致
 することについて)、是在歐全權大使之所知也(=これは、
 在歐全權大使の知るところではあるが)、夫彼諸國致今日之隆
 盛者(=現在、意氣盛んな者を彼方の諸國より招き)、雖亦由人民
 自強之力乎(=また、なお、例え人民自ら務め勵んだとしても)、政
 府誘掖之功為最(=政府が力を貸して功績を導き)、至興一
 利除一害(=害を除き利益を興するに至るためには)、皆察形勢
 為之政(=皆が政治に関する形勢を知る必要がある)、常行於所
 無事民樂從之(=例えこれに従い、平穩無事に普段通りに振舞った
 としても)、不察形勢(=形勢(全國の情勢)を知らず)、而或激
 水堰苗(=また、激水に生きる堰苗のように)、欲以取功於一
 時、則其弊有不可勝言者(=弊害が語り尽くせないほど)、
 天下事物至多(=世の中の物事は極めて多い)、形勢日異(=形勢は日々変化し)、固(=あくまでも)非耳目之力可能洞悉
(=詳しく知ることができる力は聞いたり、見たりすることではない)、如
 欲洞悉之(=もし、これを悉く知りたのであれば)、舍政表(=政表の建物)、將何求乎(何処に置いたら良いか)、閣下明知其
 事務重且大如此(=閣下はこのようにその事務は重かつ大である
 ことは明確に理解されており)、則知非地誌財務之可以屬
 矣(=政表部門は、地誌、財務部門に属すべきものにあらず)、然而事
 係創造(=そこでその際、新しいものを作るための用件である)、表紀
 之規矧(=キルール)、未得其梗概(=未だそのあらましを得られ
 ない)、卒然倣海外諸國(=突然海外諸國に倣い)而立法則
(=法則を定めることになるが)、扞格(=かんかく)支吾(=しご)不可行
(=意見が食い違ふことは行うきでない)、勢不得不漸次(=ゼ
 んじ)從事(=事の成り行きに従わざるを得ない)、故有難求効於
 目前者(=したがって、周りの者が効果を求めることはないので)、事二
 之所以欲累尺寸意(=亨二が望むのは、わずかな気持ちが積み重
 なることである)、實在於此(=ここに在るのは)、而至事之成
 否(=その効果の成否は)、固(=もとより)由信任之重不重(=信
 任の重・不重に基づくので)、今誠選通内外事務、簡練達
 政者為之長官(=内外の事務に通じ練達した政者(政治を司る者)を
 長官に選ぶ必要がある)、重任課務(=業務の重要性から)、則不
 出數年(=すなわち數年で異動させてはならず)、而其業將有大
 可觀者再併前日所陳之書、及形勢學論稿上

年、而其業將有大可觀者、再併前日所陳之書、及形勢學論譯稿上之、伏願閣下參觀垂察。○是月壬申政表成ル。○九月十八日十一等出仕世良太一中主記二任セラル。○十二月廿八日十二等出仕青山勇權中主記二任セラル。○三十一日見任セラル。出仕杉亨二中主記世良太一權中主記青山勇少主記宮崎誠岳謙十三等出仕竹村正路倉持義山十五等出仕浦野元純鈴木幸英ナリ。

之（≒而してその業務まさに観るべきもの大いにあり、先般（明治五年正月に）提出した所陳之書（明治五年正月答申書→脚注2参照）、及び形勢学の訳文を添えますので）、伏願閣下參觀垂察（≒伏して願わくは、閣下（太政大臣及び参議）に現場を參觀いただきたい）

060500

○是月 壬申政表成ル

060918

○九月十八日 十一等出仕世良太一中主記二任セラル

061228

○十二月廿八日 十二等出仕青山勇權中主記二任セラル

061231

○三十一日 見任（=現任）七等出仕杉亨二 中主記世良太一 権中主記青山勇 少主記宮崎誠 岳謙 十三等出仕竹村正路 倉持義山 十五等出仕浦野元純 鈴木幸英ナリ

原文 明治7年

テキスト

年而其業將有大可觀者再併前日所陳之言及形勢學論得福上之伏願閣下恭觀無察○是月壬申政表成ル○九月十八日十一等出仕世良太一中主記ニ任セラル○十二月廿八日十二等出仕青山勇權中主記ニ任セラル○三十一日見任七等出仕杉亨二中主記世良太一權中主記青山勇少主記宮崎誠岳謙十三等出仕竹村正路倉持義山十五等出仕浦野元純鈴木幸英ヨリ

七年二月十二日太政官中財務等ノ各課ヲ左院ニ移サル○是日七等出仕杉亨二左院七等出仕

070212

七年二月十二日太政官中財務等ノ各課ヲ左院ニ移サル

070212

○是日七等出仕杉亨二左院七等出仕ニ補セラレ 中主記世良太一左院三等書記生ニ 權中主記青山勇同四等書記生ニ 少主記宮崎誠 同岳謙同五等書記生ニ任セラレ 十三等出仕竹村正路 倉持義山左院十三等出仕ニ 十五等出仕浦野元純 鈴木幸英左院十五等出仕ニ補セラレ 共ニ政表ニ從事ス 五等議官安川繁成財務課中政表掛ノ事務ヲ兼任ス

070217

○十七日左院三等書記生世良太一同二等書記生ニ 五等書記生宮崎誠 同岳謙四等書記生ニ任セラル

070228

○廿八日左院副議長伊地知正治上申シテ正院中更ニ政表課ヲ置カレンコトヲ請フ

ニ補セラレ 中主記世良太一左院三等書記生ニ 權中主記青山勇同四等書記生ニ 少主記宮崎誠 同岳謙同五等書記生ニ任セラレ 十三等出仕竹村正路倉持義山左院十三等出仕ニ 十五等出仕浦野元純鈴木幸英左院十五等出仕ニ補セラレ 共ニ政表ニ從事ス 五等議官安川繁成財務課中政表掛ノ事務ヲ兼任ス○十七日左院三等書記生世良太一同二等書記生ニ 五等書記生宮崎誠 同岳謙四等書記生ニ任セラレ○廿八日左院副議長伊地知正治上申シテ正院中更ニ政表課ヲ

置カレンコトヲ請フ乃三月九日正院中政表課
 ヲ置キ史官ノ所轄タリ是日左院七等出仕杉亨
 二六等出仕ニ補セラレ政表課長トナル左院二
 等書記生世良太一權大主記ニ任セラレ左院十
 三等出仕倉持義山十三等出仕ニ左院十五等出
 仕浦野元純鈴木幸英十五等出仕ニ補セラレ共
 ニ政表課ニ属ス○十四日五等議官安川繁成兼
 七等出仕ニ補セラレ政表ノ事務ヲ兼任ス○十
 七日海軍少秘書柳田友廣八等出仕ニ明法權中
 属山寺信炳十等出仕ニ海軍省十四等出仕鈴木

070309

乃三月九日正院中政表課ヲ置キ史官ノ所轄タリ 是日左院七等出仕杉亨二六等出仕ニ補セラレ政表課長トナル 左院二等書記生世良太一權大主記ニ任セラレ 左院十三等出仕倉持義山十三等出仕ニ 左院十五等出仕浦野元純鈴木幸英十五等出仕ニ補セラレ 共ニ政表課ニ属ス

070314

○十四日五等議官安川繁成兼七等出仕ニ補セラレ政表ノ事務ヲ兼任ス

070317

○十七日海軍少秘書柳田友廣八等出仕ニ 明法權中属山寺信炳十等出仕ニ 海軍省十四等出仕鈴木敬治 十三等出仕ニ山本臣承 福岡清蔵 秋月胤浩並十五等出仕ニ補セラル

070404

○四月四日茨城県学校監事兼事務掛菊地忠(原文ママ。菊池忠の可能性。) 十三等出仕ニ補セラル

070408

○八日上申シテ全国ノ民費ヲ計査表紀センコトヲ請フ

070418

乃十八日使府県ニ令シテ曰民費課出ハ其多寡増減ニ因リ大ニ民情ニ関ス地方官殊ニ注意スベキモノタリ

今般全国ノ経費ヲ調査シ告示セントス 依之明治六年ノ民費如式調査シ来八月ヲ限り可差出猶今後之ニ準シ毎一年調査シ翌三月ヲ限り可差出ト

敬治十三等出仕ニ山本臣承福岡清蔵秋月胤浩並十五等出仕ニ補セラル○四月四日茨城県学校監事兼事務掛菊地忠十三等出仕ニ補セラル
 ○八日上申シテ全国ノ民費ヲ計査表紀センコトヲ請フ乃十八日使府縣ニ令シテ曰民費課出ハ其多寡増減ニ因リ大ニ民情ニ関ス地方官殊ニ注意スベキモノタリ今般全国ノ経費ヲ調査シ告示セントス 依之明治六年ノ民費如式調査シ来八月ヲ限り可差出猶今後之ニ準シ毎一年調査シ翌三月ヲ限り可差出ト○四月廿三日

十三等出仕倉持義山十二等出仕
浦野元純 鈴木幸英十四等出仕ニ補セラル ○五
月十二日 物集女清久十一等出仕ニ補セラル ○
十三日 河村永惇 新井金作十三等出仕ニ補セラ
ル ○六月 明治六年海外貿易表成ル ○廿八日 京
都府十一等出仕南摩綱紀十等出仕ニ補セラル
○七月九日 十三等出仕横田正綱十二等出仕ニ
下山良太郎十三等出仕ニ補セラル ○十二日 政
表課規程及各廳ニ於テ調査スヘキ科目ヲ上申
ス

070423

○四月廿三日 十三等出仕倉持義山十二等出仕ニ 十五等出仕浦野元純 鈴木幸英十四等出仕ニ補セラル

070512

○五月十二日 物集女清久十一等出仕ニ補セラル

070513

○十三日 河村永惇 新井金作十三等出仕ニ補セラル

070600

○六月 明治六年海外貿易表成ル

070628

○廿八日 京都府十一等出仕南摩綱紀十等出仕ニ補セラル

070709

○七月九日 十三等出仕横田正綱十二等出仕ニ 下山良太郎十三等出仕ニ補セラル

070719

○十二日 政表課規程及各庁ニ於テ調査スヘキ科目ヲ上申ス

表紀ニ製ニ既ニ落成ノ上ニ之ヲ内閣ニ呈シ
テ電報ニ付シ許可ヲ經テ上ニ本領布シ給フ全
國人民ニ告示スルニ
○八月七日 外務省ヲシテ電信ヲ
我在佛公使ニ發シ瑞典府ストックホルム「スタチ
スチック」公會ニ於テ我國代理委任ノ事ヲ佛國
博士モリスブロック氏ニ傳ヘシム是ヨリ先
キ六月三十日二等議官西岡逾明等ブロック氏ノ手
簡ヲ史官ニ致ス其書ニ云ク明年瑞典國ストック
ホルムニ於テ「スタチスチック」ノ大議會ヲ開

設セントス因テ本年八月其小議會アリ貴國之ニ
ニ參セシコトヲ望ム若シ予ヲ以テ其代理ニ任
セラルレハ謹テ之ヲ擔當スベシト是ニ於テ本
課ノ意見ヲ問フ乃答テ曰該會ハ歐米諸國「スタ
チスチック」ノ學士表紀ニ據リ意見ヲ交換シ互
ニ事物ノ利害得失ヲ辨明スルヲ以テ行政經濟
ニ必要ノ議會ナリ本邦既ニ政表ノ設アルヲ以
テ彼我ノ方法參酌ノ為メ其列ニ加ハリ今後互
ニ表紀ヲ交換セハ各國事實ノ得失ヲ詳悉シ以
テ内國事物ノ利害ヲ分明ナラシムルニ至ルハ

070807

○八月七日 外務省ヲシテ電信ヲ我在仏 (フランス) 公使ニ發シ瑞典府 (スウェーデン) ストックホルム「スタチスチック」公會ニ於テ我國代理委任ノ事ヲ仏國 (フランス) 博士モリスブロック氏ニ傳ヘシム 是ヨリ先キ 六月三十日 二等議官西岡逾明 (にしおか ゆめい) 等ブロック氏ノ手簡ヲ史官ニ致ス 其書ニ云ク明年瑞典國 (スウェーデン) ストックホルムニ於テ「スタチスチック」ノ大議會ヲ開設セントス 因テ本年八月其小議會アリ 貴國之ニ參センコトヲ望ム 若シ予ヲ以テ其代理ニ任セラルレハ謹テ之ヲ擔當スベシト是ニ於テ本課ノ意見ヲ問フ 乃 (すなわち) 答テ曰 (いわく) 該會ハ歐米諸國「スタチスチック」ノ學士表紀ニ拠リ意見ヲ交換シ互ニ事物ノ利害得失ヲ弁明スルヲ以テ行政經濟ニ必要ノ議會ナリ 本邦既ニ政表ノ設アルヲ以テ彼我ノ方法參酌ノ為メ其列ニ加ハリ今後互ニ表紀ヲ交換セハ各國事實ノ得失ヲ詳悉 (しょうじつ=非常に詳しくて漏れないこと) シ以テ内國事物ノ利害ヲ分明ナラシムルニ至ルヘシ

シ願クハブロック氏ニ本邦代理ノ委託アラン
 コトヲト尋テ外務省ニ下問セラル同省答議シテ
 テ曰ブロック氏ハ有名ナル学士ニシテ其人ニ
 於テ固ヨリ異議ナシ然リト雖モ曾テ我國ノ政事沿革
 ノ事實ヲ知ラサルモノヲ以テ代理ト為スモ果
 シテ何ノ用ヲカ為シ若シ事ノ簡易ニシテ其要
 ヲ得ント欲セハ該會畢ルノ後其議書ノ寄送ヲ
 煩オンコトヲ豫メブロック氏ニ委託スル歟否
 ナレハ我在歐公使或ハ書記官ヲ派遣スル
 メテ可ナラン是ニ因テ本課ノ議ヲ容スシテ曰

唯該會畢ルノ後其議書ヲ寄送マシメント乃
 明ヲレテ議書寄送ノコトヲ同氏ニ依託マシム
 逾明上言ス七月十日我國ノ代理ヲブロック氏ニ
 委任マシテ唯其議書ヲ寄送マシメントヲ委託
 スルモ果シテ其許諾ヲ期シ難シ因テ前日ノ上
 陳ヲ勾銷メンコトヲ請フト之ニ從フ○是月五
 等議官安川繁成上言ス竊ニ聞ク瑞典府「スタチ
 スキツク」議會ニ於テ佛國博士ブロック氏ニ本
 邦代理委託ノコトヲ逾明等上申マシ處言遂ニ
 行ハレス外務省意見ノ如ク會議ヲ畢ルノ後其

願クハブロック氏ニ本邦代理ノ委託アランコ
 トヲト尋テ外務省ニ下問セラル同省答議シテ
 曰(いわく)ブロック氏ハ有名ナル学士ニシテ其
 人ニ於テ固ヨリ(もとより)異議ナシ然リト雖モ(い
 えども)曾テ(かつて)我國ノ政事沿革ノ事實ヲ知ラ
 サルモノヲ以テ代理ト為スモ果シテ何ノ用ヲ
 カ為シ若シ事ノ簡易ニシテ其要ヲ得ント欲セ
 ハ該會畢ル(おわる)ノ後其議書ノ寄送ヲ煩サン
 コトヲ予メブロック氏ニ委託スル歟(や)否サレ
 ハ(しからざれば=そうでなければ)我在歐公使或ハ書記官
 ヲシテ派遣セシメテ可ナラン是ニ因テ本課ノ
 議ヲ容ス(いれず)シテ曰(いわく)唯該會畢ル(おわる)
 ノ後其議書ヲ寄送セシメント乃(すなわち)逾明(ゆ
 めい)ヲシテ議書寄送ノコトヲ同氏ニ依託セシ
 ム逾明(ゆめい)上言ス七月十三日我國ノ代理ヲブ
 ロック氏ニ委任セシメテ唯其議書ヲ寄送センコ
 トヲ委託スルモ果シテ其許諾ヲ期シ難シ因テ
 前日ノ上陳ヲ勾銷(こうしょう=抹殺する)センコトヲ
 請フト之ニ從フ

070800

○是月五等議官安川繁成上言ス竊ニ聞ク瑞典
 府(スウェーデン)「スタチスチック」議會ニ於テ仏
 國(フランス)博士ブロック氏ニ本邦代理委託ノコ
 トヲ逾明(ゆめい)等上申等上申セシ處言遂ニ行
 ハレス外務省意見ノ如ク會議ヲ畢ル(おわる)ノ
 後其

議書ヲ寄送セシムルノ議既ニ決セリト謹テ惟
 ミルニ「スタチスチック」ノ政府ニ必要ナル事由ハ既ニ注目セラレ現ニ統計寮ヲ大蔵省ニ政表課ヲ大政府ニ置レタリ然レハ則漸次(ぜんじ)事務完備スルニ至リテハ欧米諸國ト表紀ヲ交換シ隨ヒテ該會ニ加ハリ互ニ意見ヲ弁明シ宇内ノ公議ヲ求ムベキハ論ヲ竣タサルナリ只目今本邦統計ノ規模未タ弘擴ニ至ラサルヲ以テ先ツ**ブロック**氏ヲ其代理ニ委任スレハ事務未タ精覈(せいかく=くわしく考える)ナラスト雖モ(いえども)外ニハ交際ノ一部分トナリ内ニハ政表事務ヲ進歩セシムルノ利益ヲ得ン抑(そもそも)夫ノ(その)代理者タルモノ我國ノ政事沿革ヲ知ルト否トニ関セス只今時ニ在テハ諸學士ノ所論ヲ開キ欧米表紀ノ得失ヲ察スルヲ以テ至要トセ

政表事務ヲ進歩セシムルノ利益ヲ得ン抑夫ノ代理者タルモノ我國ノ政事沿革ヲ知ルト否トニ関セス只今時ニ在テハ諸學士ノ所論ヲ開キ欧米表紀ノ得失ヲ察スルヲ以テ至要トセ
 是ニ由テ今一回ノ高議ヲ給ヒ即今**ブロック**氏ニ代理ヲ委任セラル、歐否(や)ガレハ我在欧公使或ハ書記官ヲシテ派出セシムル(いすれ) 歐可アラシトヲ請フト乃此命アリ然レドモ電信ノ彼國ニ到ルニ迨ビ(および)テハ既ニ彼「スタチスチック」會議ヲ畢リ(おわり)遂ニ其機ヲ失フ

議書ヲ寄送セシムルノ議既ニ決セリト謹テ惟
 ミル(おもいみる)ニ「スタチスチック」ノ政府ニ必要ナル事由ハ既ニ注目セラレ現ニ統計寮ヲ大蔵省ニ政表課ヲ大政府ニ置レタリ 然レハ則漸次(ぜんじ)事務完備スルニ至リテハ欧米諸國ト表紀ヲ交換シ隨ヒテ該會ニ加ハリ互ニ意見ヲ弁明シ宇内ノ公議ヲ求ムベキハ論ヲ竣タサルナリ 只目今本邦統計ノ規模未タ弘擴ニ至ラサルヲ以テ先ツ**ブロック**氏ヲ其代理ニ委任スレハ事務未タ精覈(せいかく=くわしく考える)ナラスト雖モ(いえども)外ニハ交際ノ一部分トナリ内ニハ政表事務ヲ進歩セシムルノ利益ヲ得ン抑(そもそも)夫ノ(その)代理者タルモノ我國ノ政事沿革ヲ知ルト否トニ関セス只今時ニ在テハ諸學士ノ所論ヲ開キ欧米表紀ノ得失ヲ察スルヲ以テ至要トセ
 ンノミ是ニ由テ今一回ノ高議ヲ給ヒ即今**ブロック**氏ニ代理ヲ委任セラル、歐(や)否(や)ガレハ(しからざれば)=そうでなければ)我在欧公使或ハ書記官ヲシテ派出セシムル(いすれ) 歐(や)二者ノ中孰レ(いすれ)カ裁可アラシトヲ請フト乃此命アリ 然レドモ電信ノ彼國ニ到ルニ迨ビ(および)テハ既ニ彼「スタチスチック」會議ヲ畢リ(おわり)遂ニ其機ヲ失フ

月二十三日 權大主記世良太一大主記ニ任セラ
 ル ○廿九日 上申シテ和蘭國靈田大學博士シモ
 ン・ヒッセルینگ氏原書陸軍省四等出仕津田真
 道譯スル所ノ表紀提綱ヲ上梓シ以テ頒布セン
 コトヲ請フ曰改表ハ一科ノ學術ニシテ許多ノ
 書籍ヲ要ス故ニ之ニ從事スルモノハ須要ノ書
 籍ヲ講究スベキハ勿論其主義方法等ハ之ヲ諸
 人ニ知ラシメサレハ事務ノ淹滞ヲ生スルヤ必
 セリ故ニ今本課ニ於テ博ク諸書ヲ参考シ以テ
 譯述ヲ務ムルノ際幸ニ本書ノアル有リ本書ハ

070923

○九月二十三日 權大主記世良太一大主記ニ任セラル

070929

○廿九日 上申シテ和蘭國 (オランダ) 靈田 (ライデン) 大學博士シモン、ヒッセルینگ氏原書陸軍省四等出仕津田真道譯スル所ノ表紀提綱ヲ上梓 (じょうし=圖書を出版すること) シ以テ頒布センコトヲ請フ 曰 (いわく) 改表ハ一科ノ學術ニシテ許多ノ書籍ヲ要ス故ニ之ニ從事スルモノハ須要 (しゅよう=必須) ノ書籍ヲ講究スベキハ勿論其主義方法等ハ之ヲ諸人ニ知ラシメサレハ事務ノ淹滞 (えんたい=延滞) ヲ生スルヤ必セリ 故ニ今本課ニ於テ博ク (ひろく) 諸書ヲ参考シ以テ訳述ヲ務ムルノ際幸ニ本書ノアル有リ本書ハ則事理簡明ニシテ要旨ヲ得タリト之ヲ裁可ス

則事理簡明ニシテ要旨ヲ得タリト之ヲ裁可ス
 ○十月十四日 大蔵省上申ス統計寮事務章程ニ基
 キ諸計表調製ノコト既ニ具稟セルカ如シ爾來
 普及ノ順序ヲ追ヒ節次編纂シ事物ノ變換國力
 ノ盛衰等總テ年表ノ体裁ヲ以テ整理マントス
 而シテ荏苒歲月ヲ累示為メニ事務替延シ以テ
 其期ヲ失フニ至テハ益困難ヲ生シ將來廟謨ノ
 参考ニ供シ難シト焦慮ニ堪ヘス仍テ前議連ニ
 批允アランコトヲ請フト本課稟議シテ曰大蔵
 省統計表調製ノ事本課事務條款ト重複錯雜ス

071014

○十月十四日 大蔵省上申ス統計寮事務章程ニ基キ諸計表調製ノコト既ニ具稟 (ぐひん=申請) セルカ如シ爾來普及ノ順序ヲ追ヒ節次編纂シ事物ノ變換國力ノ盛衰等總テ年表ノ体裁ヲ以テ整理セントス而シテ荏苒 (じんぜん=延び延びになるさま) 歲月ヲ累ネ (かさね) 為メニ事務稽延 (けいえん=延期) シ以テ其期ヲ失フニ至テハ益困難ヲ生シ將來廟謨 (びょうぼ=朝廷の政策) ノ参考ニ供シ難シト焦慮 (しよりよ=いらだちあせること) ニ堪ヘス 仍テ (よつて) 前議速ニ批允 (ひいん=許可すること) アランコトヲ請フト本課稟議シテ曰 (いわく) 大蔵省統計表調製ノ事本課事務條款 (じょうかん=簡条) ト重複錯雜 (さくざつ=錯綜) ス

ルヲ以テ之ヲ合併シテ一途ニ歸マンコトヲ請
 フノ前議若シ即今行ハレ難シトスレハ宜シク
 事務章程中抵触ノ事項ヲ改洗シ権限ヲ確定セ
 ラレンコトヲ請フト報セラレス是ヨリ先キ^{七月}
^{三日}大蔵省上申シテ統計表ヲ調製センコトヲ請
 フ日^(いわく)統計寮事務章程ニ基キ歳入出ノ贏縮
 フ日統計寮事務章程ニ基キ歳入出ノ贏縮^(えいしゆく=豊かなことと貧しいこと)国力ノ盛衰民有財
 産ノ多寡ニ至ルマテ委詳表出シ廟謨^(びょうぼ)ノ
 参考ニ供セントスルモ維新已降時勢未タ其度
 ニ至ラサルカ故ニ僅ニ金穀ノ出納計算ニ止リ
 其他ニ至テハ未タ普及ノ順序ヲ得難シ

ルヲ以テ之ヲ合併シテ一途ニ歸センコトヲ請
 フノ前議若シ即今行ハレ難シトスレハ宜シク
 事務章程中抵触ノ事項ヲ改洗シ権限ヲ確定セ
 ラレンコトヲ請フト報セラレス是ヨリ先キ^{七月}
^{三日}大蔵省上申シテ統計表ヲ調製センコトヲ請
 フ日^(いわく)統計寮事務章程ニ基キ歳入出ノ贏
 縮^(えいしゆく=豊かなことと貧しいこと)国力ノ盛衰民有財
 産ノ多寡ニ至ルマテ委詳表出シ廟謨^(びょうぼ)ノ
 参考ニ供セントスルモ維新已降時勢未タ其度
 ニ至ラサルカ故ニ僅ニ金穀ノ出納計算ニ止リ
 其他ニ至テハ未タ普及ノ順序ヲ得難シト雖モ
^(いえども)曩ニ^(さきに)上申セシ如ク米國統計寮ト
 計表交換ノ事モ之レアリ且時運稍^(やや)開明ニ
 赴キ各庁ノ所務モ亦^(また)漸ク^(ようやく)精微ニ至
 リタレハ計表ノ事業自今其規模ヲ弘拡シ追次
 完備ナラシメントス然レトモ各省ニ交渉ノ
 事件ノ如キ照会往復スルモ到底暗中摸索ニ涉
 リ明晰精確ナラサルヲ恐ル因テ式ニ準拠シ於
 各庁調理シ報告書を作り期ヲ追テ当省ニ送付
 セシメラレンコトヲ請フト本課審案シテ日^{(い}
^{わく)}八月九日統計表調製ノ事ハ政表中関係ノ條款
^(じょうかん=簡条)ニシテ本課調製法ト事項ノ同シ

ト雖モ曩ニ上申マレ如ク米國統計寮ト計表交
 換ノ事モ之レアリ且時運稍開明ニ赴キ各廳ノ
 所務モ亦漸ク精微ニ至リタレハ計表ノ事業自
 今其規模ヲ弘擴シ追次完備ナラシメントス然
 レトモ各省ニ交渉ノ事件ノ如キ照會往復スル
 モ到底暗中摸索ニ涉リ明晰精確ナラサルヲ恐
 ル因テ式ニ準據シ於各廳調理シ報告書ヲ作り
 期ヲ追テ當省ニ送付セシメラレンコトヲ請フ
 ト本課審案シテ日^(い)八月九日統計表調製ノ事ハ政表
 中関係ノ條款ニシテ本課調製法ト事項ノ同シ

キアリ為メニ掌理重複スルノミナラス自然事務上錯雑ヲ生シ障碍少ナカラス元來政表ノ事ハ専ラ學業ニ關涉シ歐米各國ニ於テハ各一大院ヲ設ケ全ク獨立ノ業務ニ歸シ總テ學士擔當ノ任ニシテ和蘭ノ一小國スラ毎歲刊行ノ政表中連署ノ學士三百餘名アリ實ニ人世最大關係ノ事業ト謂フヘシ故ニ歐洲列國ニ於テハ每歲「スタチスチック」ノ議會ヲ開キ經濟上彼此ノ利害得失ヲ議定シ實際施行ノ方法ヲ定ム是ニ因テ之ヲ觀レハ數年ナラスシテ我國モ亦該會ニ

参マシテ勸誘スルニ至ラン本課設立以來全國民費調査海外貿易表壬申政表等伺ヲ經目下刊行中ノモノモ亦之レアリ其他全國人口等計查ノ順序及ヒ獨米蘭等諸國政表ノ規模漸次修ムルモノヲ本課ニ合併シ彼此ノ事務ヲ擔當シ順序ヲ定メハ一層ノ便益ヲ得規模益整備スルニ至ラン謹テ高裁ヲ請フト五等議官兼七等出仕安川繁成上言ス八月九日今般大藏省上申統計表調製ノ事政表課ニ下問セラル因テ今各國ノ

キアリ為メニ掌理重複スルノミナラス自然事務上錯雑(さくざつ)ヲ生シ障碍少ナカラス元來政表ノ事ハ専ラ學業ニ關涉シ歐米各國ニ於テハ各一大院ヲ設ケ全ク獨立ノ業務ニ歸シ總テ學士擔當ノ任ニシテ和蘭(オランダ)ノ一小國スラ毎歲刊行ノ政表中連署ノ學士三百餘名アリ 實ニ人世最大關係ノ事業ト謂フヘシ 故ニ歐洲列國ニ於テハ每歲「スタチスチック」ノ議會ヲ開キ經濟上彼此ノ利害得失ヲ議定シ實際施行ノ方法ヲ定ム 是ニ因テ之ヲ觀レハ數年ナラスシテ我國モ亦(また)該會ニ參センコトヲ勸誘スルニ至ラン 本課設立以來全國民費調査海外貿易表 壬申政表等伺ヲ經目下刊行中ノモノモ亦(また)之レアリ其他全國人口等計查ノ順序及ヒ獨米蘭等諸國政表ノ規模漸次(ぜんじ)調査スルニ至レリ自今更ニ統計寮中統計學ヲ修ムルモノヲ本課ニ合併シ彼此ノ事務ヲ擔當シ順序ヲ定メハ一層ノ便益ヲ得規模益整備スルニ至ラン謹テ高裁ヲ請フト五等議官兼七等出仕安川繁成上言ス八月九日今般大藏省上申統計表調製ノ事政表課ニ下問セラル 因テ今各國ノ

治體上ヨリ愚考スルニ統計ノ事務ハ治蹟ノ全體ヲ表紀スルヲ以テ過去形跡ノ利害得失ヲ諒察シ將來施政ノ緩急ヲ參酌スルニ於テ最モ必要ニシテ内閣諸宰臣ノ參考ニ欲ク可ラサルモノトス 曩ニ(さきに)統計寮ヲ大藏省中ニ置カレシモ今日已ニ内務省ノ在ルアリ同省ニ附セラレテ可ナランカ否然ラス本邦ノ制太政官ニ於テ庶政ヲ統理セラル、ヲ以テ統計ノ事務ハ宜シク大政府ニ屬スヘキナリ 其名称ハ或ハ統計或ハ政表ヲ以テシ而シテ之ヲ一寮ト為シ總テ統計ニ

関スルモノハ各廳ヲシテ之ニ申報セシメ以テ表紀ヲ編纂シ其大成ノ上ハ全国ニ頒布セハ内ハ大臣參議ノ寶典ト為リ外ハ人民事物ノ數ヲ知り因テ以テ利益ヲ得遂ニ全国至大ノ利益ト為ルヤ必セリ抑々(そもそも)欧米中獨乙国(ドイツ)ハ之ヲ内務省ニ附シ仏国(フランス)ハ毎省各寮ヲ置キ大政府之ヲ統轄シ又英国(イギリス)ハ一寮ヲ獨立セシム 今回幸ニ大藏省上請アルヲ以テ統計寮ト政表課トヲ併セ以テ太政官中ノ一寮ト為シ事務重複ノ弊ナカラシメンコトヲ仰望スト ○十一月四日 杉山親十一等出仕ニ補セラル

治体上ヨリ愚考スルニ統計ノ事務ハ治蹟ノ全体ヲ表紀スルヲ以テ過去形跡ノ利害得失ヲ諒察シ將來施政ノ緩急ヲ參酌スルニ於テ最モ必要ニシテ内閣諸宰臣ノ參考ニ欲ク可ラサルモノトス 曩ニ(さきに)統計寮ヲ大藏省中ニ置カレシモ今日已ニ内務省ノ在ルアリ同省ニ附セラレテ可ナランカ否然ラス本邦ノ制太政官ニ於テ庶政ヲ統理セラル、ヲ以テ統計ノ事務ハ宜シク大政府ニ屬スヘキナリ 其名称ハ或ハ統計或ハ政表ヲ以テシ而シテ之ヲ一寮ト為シ總テ統計ニ関スルモノハ各庁ヲシテ之ニ申報セシメ以テ表紀ヲ編纂シ其大成ノ上ハ全国ニ頒布セハ内ハ大臣參議ノ寶典ト為リ外ハ人民事物ノ數ヲ知り因テ以テ利益ヲ得遂ニ全国至大ノ利益ト為ルヤ必セリ抑々(そもそも)欧米中獨乙国(ドイツ)ハ之ヲ内務省ニ附シ仏国(フランス)ハ毎省各寮ヲ置キ大政府之ヲ統轄シ又英国(イギリス)ハ一寮ヲ獨立セシム 今回幸ニ大藏省上請アルヲ以テ統計寮ト政表課トヲ併セ以テ太政官中ノ一寮ト為シ事務重複ノ弊ナカラシメンコトヲ仰望スト

071104

○十一月四日 杉山親十一等出仕ニ補セラル

等出仕ニ補セラルル
 ○十七日 山縣三郎 十三等出仕ニ補セラル
 仕ニ補セラルル ○十二月二日 司法権少属 田中玄
 文 町野精藏 並 政表課 十二等出仕ニ 桂香亮 十三
 等出仕ニ 間庭又次郎 八重野範三郎 並 十四等出
 仕ニ 補セラルル ○十八日 院省使府縣ニ令シテ曰
 政表編製ニ就キ式ノ如ク年々調査シ本年分ヨ
 リ毎翌年三月ヲ限り可開報且明治六年分モ同
 ク調査シ来八年二月ヲ限り報上スベシト是ヨ
 リ先キ十一月廿八日再ヒ政表課規程及各廳ニ於テ調
 査スヘキ科目ヲ上申シ以テ發令アランコトヲ

071117

○十七日 山縣三郎 (山縣三郎) 十三等出仕ニ補セラル

071202

○十二月二日 司法権少属 田中玄文 町野精藏 並 政表課 十二等出仕ニ 桂香亮 十三等出仕ニ 間庭又次郎 八重野範三郎 並 十四等出仕ニ 補セラル

071218

○十八日 院省使府縣ニ令シテ曰 (いわく) 政表編製ニ就キ式ノ如ク年々調査シ本年分ヨリ毎翌年三月ヲ限り可開報且明治六年分モ同ク調査シ来八年二月ヲ限り報上スベシト是ヨリ先キ十一月廿八日再ヒ政表課規程及各廳ニ於テ調査スヘキ科目ヲ上申シ以テ發令アランコトヲ請フ乃此令アリ

071218

○廿七日 十三等出仕 鈴木敬治 十二等出仕ニ 十五等出仕 山本臣承 十四等出仕ニ 補セラル

071231

○三十一日 見任 (=現任) 六等出仕 杉亨二 五等 議官兼七等出仕 安川繁成 大主記世良太一 八等出仕 柳田友広 十等出仕 南摩綱紀 山寺信炳 十一等出仕 物集女清久 杉山親 十二等出仕 倉持義山 横田正綱 田中玄文 町野精藏 鈴木敬治 十三等出仕 菊池忠 河村永惇 新井金作 下山良太郎 山縣三郎 (山縣三郎) 桂香亮 十四等出仕 浦野元純 間庭又次郎 八重野範三郎 鈴木幸英 山本臣承 十五等出仕 福岡清藏 秋月胤浩ナリ

請フ乃此令アリ ○廿七日 十三等出仕 鈴木敬治
 十二等出仕ニ 十五等出仕 山本臣承 十四等出仕
 ニ 補セラルル ○三十一日 見任 六等出仕 杉亨二 五
 等 議官兼七等出仕 安川繁成 大主記世良太一 八
 等出仕 柳田友広 十等出仕 南摩綱紀 山寺信炳 十
 一等出仕 物集女清久 杉山親 十二等出仕 倉持義
 山 横田正綱 田中玄文 町野精藏 鈴木敬治 十三等
 出仕 菊池忠 河村永惇 新井金作 下山良太郎 山縣
 三郎 桂香亮 十四等出仕 浦野元純 間庭又次郎 八
 重野範三郎 鈴木幸英 山本臣承 十五等出仕 福岡
 清藏 秋月胤浩ナリ

原文 明治8年	テキスト
<p>八年一月十八日 松原弘蔵 大島俊良 十三等出仕ニ 岡部正簾 十四等出仕ニ 倉持義山⁶ 水野才吉 十五等出仕ニ 補セラル</p> <p>ニ 岡部正簾 十四等出仕ニ 倉持義山 水野才吉 十五等出仕ニ 補セラル</p> <p>○十九日 坂谷素 御用掛トナリ月俸九拾円ヲ賜フ</p> <p>○廿二日 外務省ニ令シテ電信ヲ我在仏(フランス)公使ニ發シ 洪葛利(ハンガリー) ブタ、ペスト府「スタチスチック」公會ニ於テ我國ノ代理委任ノコトヲ仏國(フランス)博士モリース、ブロック氏ニ伝ヘシム 是ヨリ先キブロック氏書ヲ二等議官西岡逾明(にしおか ゆめい)ニ寄セテ曰(いわく)前日貴國在仏國(フランス)全權公使ヲ經テ貴國ノ電信ヲ落掌セシ 処這回(このたび)ストックホルム府ノ統計公會ニ於テ僕ニ貴國代理委任ノ命ヲ忝フ(かたじけねふ)セリ厚意万謝抑々(そもそも)比公會ニ貴國ノ加入アルハ最モ良策ナリトシテ歐洲學者ノ贊美スル所ナリ 各國モ同シク代理ヲ派出セリ本會ハ實ニ才学智識ヲ擴充スル機會ニシテ貴國ノ本會ニ加入シテ其信用ヲ求ラレンコトヲ望ムハ乃(すなわち)僕カ貴國ノ厚意ニ報スル所以ナリ 思フニ兄カ貴國ノ為メニ力ヲ竭(つく)サル、ニ於テ最モ必要ナル処置ハ緩ナラス急ナラス唯中道ニ適シテ進</p>	<p>080118 八年一月十八日 松原弘蔵 大島俊良 十三等出仕ニ 岡部正簾 十四等出仕ニ 倉持義山⁶ 水野才吉 十五等出仕ニ 補セラル</p> <p>080119 十九日 坂谷素 (原文ママ。阪谷素(阪谷朗庵)の可能性。⇒阪谷芳郎の父) 御用掛トナリ月俸九拾円ヲ賜フ</p> <p>080122 廿二日 外務省ニ令シテ電信ヲ我在仏(フランス)公使ニ發シ 洪葛利(ハンガリー) ブタ、ペスト府「スタチスチック」公會ニ於テ我國ノ代理委任ノコトヲ仏國(フランス)博士モリース、ブロック氏ニ伝ヘシム 是ヨリ先キブロック氏書ヲ二等議官西岡逾明(にしおか ゆめい)ニ寄セテ曰(いわく)前日貴國在仏國(フランス)全權公使ヲ經テ貴國ノ電信ヲ落掌セシ 処這回(このたび)ストックホルム府ノ統計公會ニ於テ僕ニ貴國代理委任ノ命ヲ忝フ(かたじけねふ)セリ厚意万謝抑々(そもそも)比公會ニ貴國ノ加入アルハ最モ良策ナリトシテ歐洲學者ノ贊美スル所ナリ 各國モ同シク代理ヲ派出セリ本會ハ實ニ才学智識ヲ擴充スル機會ニシテ貴國ノ本會ニ加入シテ其信用ヲ求ラレンコトヲ望ムハ乃(すなわち)僕カ貴國ノ厚意ニ報スル所以ナリ 思フニ兄カ貴國ノ為メニ力ヲ竭(つく)サル、ニ於テ最モ必要ナル処置ハ緩ナラス急ナラス唯中道ニ適シテ進</p>
<p>テ貴國ノ電信ヲ落掌セシ 處這回ストックホルム府ノ統計公會ニ於テ僕ニ貴國代理委任ノ命ヲ忝フセリ厚意萬謝抑々此公會ニ貴國ノ加入アルハ最モ良策ナリトシテ歐洲學者ノ贊美スル所ナリ 各國モ同シク代理ヲ派出セリ本會ハ實ニ才学智識ヲ擴充スル機會ニシテ貴國ノ本會ニ加入シテ其信用ヲ求ラレンコトヲ望ムハ乃僕カ貴國ノ厚意ニ報スル所以ナリ 思フニ兄カ貴國ノ為メニ力ヲ竭サル、ニ於テ最モ必要ナル処置ハ緩ナラス急ナラス唯中道ニ適シテ進</p>	

⁶ 080118 倉持義山の官等(十五等出仕)のくぐり方は原文ママ。070423 十三等出⇒十二等出仕、080615 十二等出仕倉⇒十一等出仕と不整合となっていますが、その理由は不明です。

歩スルヲ要ス譬ヘハ此ニ菓實アリ未タ熟セサルニ急ニ之ヲ嘗ムレハ健康ニ害アリ又緩慢期ヲ愆テバ遂ニ腐敗シテ食スヘカラス然レトモ急進ハ緩慢ニ比スレハ稍勝レリトス何トナレハ緩慢ハ遂ニ好機會ヲ失フノ患アレハナリ切ニ兄カ此譬諭ヲ了解シテ服ニアランコトヲ望ム抑々僕ハ常ニ兄カ適度ヲ得テ進歩スルノ正鵠ヲ失ハスシテ嘗テ遲滞ノ弊ナキハ予ノ自ラ信スル所ナリ而シテ過日ストックホルム公會ニ於テ僕ニ代理ヲ命スル電信ノ巴里ニ達スルノ比既ニ該會ヲ畢リシハ必ラス或人ノ遲滞ニ出テタル

ノ比既ニ該會ヲ畢リシハ必ラス或人ノ遲滞ニ出テタルヲ知ル 偕本年ハ洪葛利國ニ於テ該會ノ代理ヲ僕ニ命スルノ意アラハ来一月乃至二月迄ニ報道アランコトヲ望ム如何トナレハ僕若シ代理ヲ委任セラル、トキハ其予備ヲ為サ、ルヲ得サレハナリト乃上申シテ曰昨年八月瑞典府ノ統計公會ニ於テ僑國博士ブロック氏ヲシテ我國ノ代理タラシムルノ議ヲ可決セラルト雖モ事遷延遂ニ其

歩スルヲ要ス譬ヘハ (例えば) 此ニ菓實アリ未タ熟セサルニ急ニ之ヲ嘗(な)ムレハ健康ニ害アリ又緩慢期ヲ愆テ (あやまりて) バ遂ニ腐敗シテ食スヘカラス 然レトモ急進ハ緩慢ニ比スレハ稍(やや) 勝レリトス 何トナレハ緩慢ハ遂ニ好機會ヲ失フノ患アレハナリ切ニ兄カ此譬諭(ひゆ=比喩)ヲ了解(=了解)シテ服ニ⁷アランコトヲ望ム抑々(そもそも) 僕ハ常ニ兄カ適度ヲ得テ進歩スルノ正鵠(せいこく=物事の要点)ヲ失ハスシテ嘗テ遲滞ノ弊ナキハ予ノ自ラ信スル所ナリ而シテ過日ストックホルム公會ニ於テ僕ニ代理ヲ命スル電信ノ巴里(パリ)ニ達スルノ比既ニ該會ヲ畢リ(おわり)シハ必ラス或人ノ遲滞ニ出テタル(いでた

る)ヲ知ル 偕(さて) 本年ハ洪葛利國(ハンガリー)ペストニ於テ又統計公會ヲ開カントス 若シ貴國ニ於テ該會ノ代理ヲ僕ニ命スルノ意アラハ来一月乃至(ないし) 二月迄ニ報道アランコトヲ望ム 如何トナレハ(いかんとなれば=なぜならば) 僕若シ代理ヲ委任セラル、トキハ其予備ヲ為サ、ルヲ得サレハナリト 乃(すなわち) 上申シテ曰(いわく) 1月7日 昨年八月瑞典(スウェーデン) ストックホルム府ノ統計公會ニ於テ僑國(フランス) 博士ブロック氏ヲシテ我國ノ代理タラシムルノ議ヲ可決セラルト雖モ(いえども) 事遷延遂ニ其

7 原文は、前後の文脈から、服膺(ふくよう=心にとどめて忘れないこと)の可能性もあるも想像の域を出ません。

機ヲ失ヘリ本年又匈牙利(ハンガリー)ペスタニ於テ公会アリ若シブロック氏ヲシテ代理タラシメハ来二月マテニ下命アランコトヲ望ム乃(すなわち)同氏曩ニ(さきに)此意ヲ以テ手書ヲ西岡遼明(にしおか ゆめい)ニ致セリ訳シテ以テ閱覽ニ供ス抑(そもそも)該会ハ先年来歐羅巴(ヨーロッパ)各国統計ノ方法ヲ一定スルノ主義ニシテ裨益(ひえき=役に立つこと)甚タ(はなはだ)大ナリ今後互ニ表紀ヲ交換シ彼我ノ方法ヲ斟酌シ各国ノ事体ヲ詳悉(しょうしつ=非常に詳しくて漏れのないこと)セハ政務上ノ利益広大ナラン因テ(よって)ブロック氏ニ代理委任ノコトヲ我在仏国(フランス)公使ニ電信ヲ以テ下命アランコトヲ請フト乃

機ヲ失ヘリ本年又匈牙利(ハンガリー)ペスタニ於テ公会アリ若シブロック氏ヲシテ代理タラシメハ来二月マテニ下命アランコトヲ望ム乃(すなわち)同氏曩ニ(さきに)此意ヲ以テ手書ヲ西岡遼明(にしおか ゆめい)ニ致セリ訳シテ以テ閱覽ニ供ス抑(そもそも)該会ハ先年来歐羅巴(ヨーロッパ)各国統計ノ方法ヲ一定スルノ主義ニシテ裨益(ひえき=役に立つこと)甚タ(はなはだ)大ナリ今後互ニ表紀ヲ交換シ彼我ノ方法ヲ斟酌シ各国ノ事体ヲ詳悉(しょうしつ=非常に詳しくて漏れのないこと)セハ政務上ノ利益広大ナラン因テ(よって)ブロック氏ニ代理委任ノコトヲ我在仏国(フランス)公使ニ電信ヲ以テ下命アランコトヲ請フト乃此命アリ

0800204

○二月四日 村上義方十三等出仕ニ補セラル

080223

○二月三日 五等議官兼七等出仕安川繁成ヲ権少外史兼五等議官ニ任シ横田琢磨御用掛ト為リ月俸拾五円ヲ賜ヒ西川慎太郎ヲ十五等出仕ニ補セラル

080310

○二月十日 六等出仕杉亨ニ権少外史兼五等談官安川繁成連署シテ書ヲ仏国(フランス)博士ブロック氏ニ与フ略ニ日本年ペスト「スタチスチック」公会ニ於テ統計ノ方法及決議ノ条件其他統計ニ関スル必要ノ書類ヲ輯収(しゅうしゅう)シ以テ我政府ニ送付アランコトヲ望ム我益政府ノ命

此命アリ○二月四日 村上義方十三等出仕ニ補セラル○廿三日 五等議官兼七等出仕安川繁成ヲ権少外史兼五等議官ニ任シ横田琢磨御用掛ト為リ月俸拾五圓ヲ賜ヒ西川慎太郎ヲ十五等出仕ニ補セラル○三月十日 六等出仕杉亨ニ権少外史兼五等議官安川繁成連署シテ書ヲ佛國博士ブロック氏ニ與フ略ニ日本年ペスト「スタチスチック」公会ニ於テ統計ノ方法及決議ノ條件其他統計ニ関スル必要ノ書類ヲ輯収シ以テ我政府ニ送付アランコトヲ望ム我輩政府ノ命

ヲ奉シテ統計ノ事務ニ担任スルヲ以テ他日我
 國ノ統計成ルヲ待テ之ヲ万国「スタチスチック」
 公會ニ出シ以テ文明諸博士ノ高評ヲ得ハ大ニ
 我國ノ進歩ヲ助クルコトアラント希望スル所
 ナリト ○十二日海軍省十等出仕杉浦赤城ヲ十
 等出仕ニ高橋二郎ヲ十三等出仕ニ補マラル
 ○是月明治六年日本府縣民費表成ル ○二十三日
 十二等出仕野崎茂正本課ニ属ス ○四月十四日
 左院ヲ廢ス是日佛國(フランス)ブロ
 ック氏ニペスタ往復ノ旅費僞貨三千五百
 ノ旅費僞貨三千五百「フラン」ヲ支給ス ○五月

ヲ奉シテ統計ノ事務ニ担任スルヲ以テ他日我
 國ノ統計成ルヲ待テ之ヲ万国「スタチスチック」
 公會ニ出シ以テ文明諸博士ノ高評ヲ得ハ大ニ
 我國ノ進歩ヲ助クルコトアラント希望ス
 ル所ナリト

080312

○十二日海軍省十等出仕杉浦赤城ヲ十等出仕
 ニ高橋二郎ヲ十三等出仕ニ補セラル

080300

○是月明治六年日本府縣民費表成ル

080323

○二十三日十二等出仕野崎茂正本課ニ属ス

080414

○四月十四日左院ヲ廢ス 是日仏國(フランス)ブ
 ロック氏ニペスタ往復ノ旅費僞貨三千五百
 「フラン」ヲ支給ス

080519

○五月十九日權少外史安川繁成地方官會議御
 用掛ト為ル

080520

○二十日吳文聰 山形良藏ヲ十三等出仕ニ石
 野唯智ヲ十四等出仕ニ補セラル

080605

○六月五日權少外史安川繁成印書局副長兼務
 トナル

080615

○十五日十等出仕南摩綱紀ヲ權大主記ニ任シ
 十等出仕山寺信炳ヲ九等出仕ニ二十二等出仕倉
 持義山 横田正綱ヲ十一等出仕ニ補セラル

080618

○十八日權少外史安川繁成地方官會議書記官
 ト為リ尋テ地方官會議事務局御用掛兼務ト為ル

080631

○三十一日權少外史安川繁成六等出仕ニ補セラル

十九日權少外史安川繁成地方官會議御用掛ト
 為ル ○二十日吳文聰山形良藏ヲ十三等出仕ニ
 石野唯智ヲ十四等出仕ニ補マラル ○六月五日
 權少外史安川繁成印書局副長兼務トナル ○十
 五日十等出仕南摩綱紀ヲ權大主記ニ任シ十等
 出仕山寺信炳ヲ九等出仕ニ二十二等出仕倉持義
 山横田正綱ヲ十一等出仕ニ補マラル ○十八日
 權少外史安川繁成地方官會議書記官ト為リ尋
 テ地方官會議事務局御用掛兼務ト為ル ○二十
 一日權少外史安川繁成六等出仕ニ補マラル ○

八月五日十四等出仕八重野範三郎ヲ福島県
 三等出仕ニ轉補セラル
 〇十三日ブロック氏カ六等出仕杉亨二等ニ答
 フル書^{仏国}(フランス)ヨリ到ルヲ以テ閱覽ニ供ス
 〇九月七日六等出仕安川繁成印書局副長ヲ免
 セラル
 〇十九日明治六七兩年政表ノ大半成ルヲ以テ
 之ヲ明治七年ノ三府六十県賊難表ヲ加ヘテ以
 テ閱覽ニ供ス 日^(いわく)賊難表ハ警視庁及警保
 寮上申書ニ基キ郡数ヲ以テ比例シテ之ヲ表記
 ス 然ルニ原書調査ノ方法宜キヲ得サルカ故
 ニ盜賊ノ生国族籍職業宗旨ヲ甄別<sup>(けんべつ=よく調
 べて区別すること)</sup>シ国郡風俗ノ美惡ヲ表示スルコト
 能ハス 是ニ因テ漸次^(ぜんじ)照會シ以テ改正セ
 ントスト
 〇二十日六等出仕杉亨二統計戸籍ニ寮ヲ本課ニ合
 併シ及本課ニ長官ヲ置カンコトヲ上言シテ日
 側ニ聞ク今般諸官省定額金ヲ減少シ^{冗費ヲ沙}
 汰シ濫費ヲ檢制シ節用ノ美政ヲ行ハント亨ニ
 譴劣ヲ顧ニス職務上ノ利害得失ニ於テ意見ノ
 アル所ヲ上言セントス 顧フニ去七年八月大蔵
 省統計表調製ノ上請ニ就キ審案シテ統計ノ事
 務本課ニ合併テラレントヲ陳述セリ爾後何

080805

〇八月五日十四等出仕八重野範三郎ヲ福島県
十三等出仕ニ轉補セラル

080813

〇十三日ブロック氏カ六等出仕杉亨二等ニ答
フル書^{仏国}(フランス)ヨリ到ルヲ以テ閱覽ニ供ス

080907

〇九月七日六等出仕安川繁成印書局副長ヲ免
セラル

080819

〇十九日明治六七兩年政表ノ大半成ルヲ以テ
之ヲ明治七年ノ三府六十県賊難表ヲ加ヘテ以
テ閱覽ニ供ス 日^(いわく)賊難表ハ警視庁及警保
寮上申書ニ基キ郡数ヲ以テ比例シテ之ヲ表記
ス 然ルニ原書調査ノ方法宜キヲ得サルカ故
ニ盜賊ノ生国族籍職業宗旨ヲ甄別<sup>(けんべつ=よく調
べて区別すること)</sup>シ国郡風俗ノ美惡ヲ表示スルコト
能ハス 是ニ因テ漸次^(ぜんじ)照會シ以テ改正セ
ントスト

080822

〇二十日六等出仕杉亨二統計戸籍ニ寮ヲ本課
ニ合併シ及本課ニ長官ヲ置カンコトヲ上言
シテ日^(いわく)側ニ聞ク今般諸官省定額金ヲ減
少シ冗費ヲ沙汰シ濫費ヲ檢制シ節用ノ美政ヲ
行ハント亨ニ譴劣^(せんれつ=浅はかで劣っていること)ヲ顧
ミス職務上ノ利害得失ニ於テ意見ノアル所ヲ
上言セントス 顧フニ去七年八月大蔵省統計
表調製ノ上請ニ就キ審案シテ統計ノ事務本課
ニ合併セラレントヲ陳述セリ爾後何

別シ國郡風俗ノ美惡ヲ表示スルコト能ハス是
 ニ因テ漸次照會シ以テ改正セントスト
 〇二十日六等出仕杉亨二統計戸籍ニ寮ヲ本課ニ合
 併シ及本課ニ長官ヲ置カンコトヲ上言シテ日
 側ニ聞ク今般諸官省定額金ヲ減少シ^{冗費ヲ沙}
 汰シ濫費ヲ檢制シ節用ノ美政ヲ行ハント亨ニ
 譴劣ヲ顧ニス職務上ノ利害得失ニ於テ意見ノ
 アル所ヲ上言セントス 顧フニ去七年八月大蔵
 省統計表調製ノ上請ニ就キ審案シテ統計ノ事
 務本課ニ合併テラレントヲ陳述セリ爾後何

ノ命ヲ得ス今又熟考スルニ「スタチスチック」ハ歐米文明諸國ノ至重トスル所ニシテ大政府ノ一大要務タルヲ以テ英蘭獨佛等諸國ノ制ヲ酌シ本課ヲ正院中ニ設置シ章程ヲ定メ昨年十二月各庁ニ令アリシヨリ以來各庁ニ於テ逐次材料ヲ調査シテ以テ申報セリ故ヲ以テ明治六七兩年ノ政表モ不日整頓セントス且本年ペスタノ公會ニ仏國(フランス)博士プロック氏ヲ以テ代理セシメ皇國「スタチスチック」ノ名稱万国ト並列スルニ至レハ則益實効ヲ擧ケサルベカラス凡ソ

ノ命ヲ得ス 今又熟考スルニ「スタチスチック」ハ歐米文明諸國ノ至重 (しちよう=この上もなく大切であること) トスル所ニシテ大政府ノ一大要務タルヲ以テ英蘭獨佛 (イギリス、オランダ、ドイツ、フランス) 等諸國ノ制ヲ酌シ本課ヲ正院中ニ設置シ章程ヲ定メ昨年十二月各庁ニ令アリシヨリ以來各庁ニ於テ逐次材料ヲ調査シテ以テ申報セリ故ヲ以テ明治六七兩年ノ政表モ不日整頓セントス且本年ペスタノ公會ニ仏國 (フランス) 博士プロック氏ヲ以テ代理セシメ皇國「スタチスチック」ノ名稱万国ト並列スルニ至レハ則益實効ヲ擧ケサルベカラス凡ソ (およそ) 「スタチスチック」ノ事務ハ土地人民國政民力等其事項頗ル (すこぶる) 広博 (与広範) ニ涉レリ豈 (あに=どうして) 省察権限ノ能ク輯収 (しゅうしゅう) スル所ナランヤ必スヤ正院ニ於テ調査セラル、ヲ以テ至当トセン 因テ去八月具稟 (ぐひん=申請) スル所ノ鄙見 (ひけん=自分の意見) ヲ酌量シ及昨年来本課ト統計寮ノ實効費用ヲ比照校勘 (こうかん=比較してかんがえること) セラレ該寮ヲ本課ニ合併セハ重複ノ弊ヲ絶チ各庁報上ノ勞費ヲ省カン是レ一舉兩得ナリ且内務省戸籍寮中戸籍調査ニ至テハ猶本課事務ノ一部分ニシテ其方法ヲ異ニスベカラサル者ナリ 然ルニ同寮上申ノ諸表ヲ

「スタチスチック」ノ事務ハ土地人民國政民力等其事項頗ル廣博ニ渉レリ豈省察権限ノ能ク輯収スル所ナランヤ必スヤ正院ニ於テ調査セラル、ヲ以テ至当トヤン因テ去八月具稟スル所ノ鄙見ヲ酌量シ及昨年来本課ト統計寮ノ實効費用ヲ比照校勘セラレ該寮ヲ本課ニ合併セハ重複ノ弊ヲ絶チ各廳報上ノ勞費ヲ省カン是レ一舉兩得ナリ且内務省戸籍寮中戸籍調査ニ至テハ猶本課事務ノ一部分ニシテ其方法ヲ異ニスベカラサル者ナリ然ルニ同寮上申ノ諸表ヲ

勘 閱 ス ル ニ 往 々 本 課 調 査 ノ 方 法 ニ 適 合 セ ス シ
 テ 要 項 ヲ 欠 ク コ ト 尠 カ ラ ス 轉 ヲ 煩 勞 ヲ 増 シ 彼
 此 齟 齬 遂 ニ 衆 目 ヲ 惑 ハ ス ニ 至 ラ ン 凡 ソ 尢 ソ 物 ニ カ
 フ 分 チ テ 効 成 リ 費 省 ク モ ノ ア リ 一 器 ヲ 作 ル ニ
 數 エ ラ 分 ツ カ 如 キ 是 ナリ 又 カ フ 合 セ テ 事 舉 リ
 勞 省 ク モ ノ ア リ 一 繩 ヲ 以 テ 百 錢 ヲ 貫 ク カ 如 キ
 是 ナリ 此 主 義 ス タ チ ス チ ッ ク ニ 於 テ 最 切 要 タリ 亨
 リ 亨 ニ 此 學 ニ 志 ス コ ト 十 有 餘 年 少 シ ク 了 解 ス
 ル 所 ア リ 恩 命 ヲ 本 課 ニ 辱 フ マレ ヲ リ 以 還 日 夜
 焦 思 課 中 筆 紙 ニ 至 ル マ テ 務 メ テ 濫 用 ヲ 戒 シ

一 意 朴 實 惟 費 ノ 省 ケ 事 ノ 舉 ル ヲ 以 テ 主 務 ト ナ
 ス コ ト 久 シ 會 マ 這 回 節 用 ノ 上 旨 ヲ 拜 シ 欣 抃
 堪 ヘ ス 聊 以 テ 愚 見 ヲ 上 陳 ス 但 統 計 戶 籍 二 寮
 本 課 ニ 合 併 セ ハ 課 員 少 シ ク 加 フ ル ニ 從 ヒ 費 用
 モ 亦 増 ス カ 如 シ ト 雖 モ 三 司 分 立 ノ 費 額 ニ 比 ス
 レ ハ 多 少 減 却 ス ル ハ 言 ヲ 埃 オ ル ナリ 然リ 而シ
 テ 斯 ク 縷 陳 シ 來 レ ハ 人 或 ハ 嘲 リ 云 ン 自 己 ノ 一
 課 ヲ レ テ 盛 ナ ラ シ メ ン ト 然 レ ト モ 至 當 ト 認 ム
 ル 事 ニ 於 テ 何 ソ 一 已 ノ 為 ノ ニ 嫌 疑 ヲ 避 ク コ ン
 ヤ 殊 ニ 「スタチスチック」ノ事ハ政治ノ一大基本

勘閱スルニ往々本課調査ノ方法ニ適合セスシ
 テ要項ヲ欠クコト尠(すくな)カラス転(うたた=ます)ヲ煩勞ヲ増シ彼此齟齬遂ニ衆目ヲ惑ハスニ
 至ラン凡ソ(およそ)尢ソ物ニカフ分チテ効成リ費省
 クモノアリ一器ヲ作ルニ數エヲ分ツカ如キ是
 ナリ 又カフ合セテ事舉リ(こぞり)勞省クモノア
 リ 一繩ヲ以テ百錢ヲ貫クカ如キ是ナリ 此主
 義「スタチスチック」ニ於テ最切要タリ 亨
 リ亨ニ此學ニ志スコト十有餘年少シク了解(=了解)ス
 ル所アリ恩命ヲ本課ニ辱フ(かたじけのう)セシヨリ
 以還日夜焦思(あれこれと思ひなやむこと) 課中筆紙ニ至
 ルマテ務メテ濫用ヲ戒シメ一意朴實(ぼくじつ=か
 ざりけがなくまじめなこと) 惟(ただ)費ノ省ケ事ノ舉ルヲ以
 テ主務トナスコト久シ會マ(たまたま) 這回(このたび)
 節用(せつよう=費用を節約すること)ノ上旨(じょうし=上意)ヲ
 拜シ欣抃(きんべん=よろこばしく手をたたく)ニ堪ヘス聯(れ
 ん=つづけて)以テ愚見ヲ上陳ス 但統計戶籍二寮
 ヲ本課ニ合併セハ課員少シク加フルニ從ヒ費
 用モ亦(また)増スカ如シト雖モ(いえども)三司分立
 ノ費額ニ比スレハ多少減却スルハ言ヲ埃サル
(またざる)ナリ 然リ而シテ斯ク(かく)縷陳(るちん=こ
 まごまと述べること)シ來レハ人或ハ嘲リ(あざけり)云ン
 自己ノ一課ヲシテ盛ナラシメント然レトモ至
 当ト認ムル事ニ於テ何ソ一已ノ為メニ嫌疑ヲ
 避ク可ンヤ殊ニ「スタチスチック」ノ事ハ政
 治ノ一大基本

ニシテ歐米各國諸會議中異説抗抵激争ノ弊絶
 テナク同心協力開化ノ進歩ヲ講究スルモノハ
 開闢(かいびやく=天地のはじめ)以来数千年間唯此會議
 ノミト人皆歎賞(たんしょう=感心してほめること)スト云
 フ皇国ハ其度ニ後レ急ニ整齊(せいせい=整いそろって
 いること)シ難シト雖モ(いえども)既ニ本課創立ノ端
 緒ヲ開カル幸ニ微衷(びちゆう=自分の本心)ヲ洞察セ
 ラレニ寮ヲ合併シ長官ヲ置レンコトヲ謹テ官
 裁ヲ請フト聴カレス

ニシテ歐米各國諸會議中異説抗抵激争ノ弊絶
 テナク同心協力開化ノ進歩ヲ講究スルモノハ
 開闢以来数千年間唯此會議ノミト人皆歎賞ス
 ト云フ皇国ハ其度ニ後レ急ニ整齊シ難シト雖
 モ既ニ本課創立ノ端緒ヲ開カル幸ニ微衷ヲ洞
 察セラレニ寮ヲ合併シ長官ヲ置レンコトヲ謹
 テ官裁ヲ請フト聴カレス○是日太政官中法制
 修史二局ノ外内外史及諸課局並奏任出仕以下
 皆廢セラレ更ニ五科ヲ置カル○二十五日正院
 第五科中ニ政表課ヲ置カル是日杉亨二六等出

080822
 ○是日太政官中法制修史二局ノ外内外史及諸
 課局並奏任出仕以下皆廢セラレ更ニ五科ヲ置
 カル

080825
 ○二十五日正院第五科中ニ政表掛ヲ置カル是
 日杉亨二六等出仕ニ補セラル

仕ニ補セラル○二十七日世良太ハ八等出仕
 ニ南摩綱紀ヲ九等出仕ニ物集女清久倉持義山
 横田正綱ヲ十一等出仕ニ鈴木敬治ヲ十二等出
 仕ニ菊池忠村上義方ヲ十三等出仕ニ浦野元純
 石野唯智ヲ十四等出仕ニ補セラル○十月三日
 匈牙利國ペスタ府統計公會ノ我國代理佛蘭博
 士ブロック氏ヨリ本邦政表ノ質問書到ル曰ク
 日本ニテ統計局設立ノ方法何如曰調査ノ條目
 何如曰各州ノ事情報告ヲ得ルニ何レノ吏ヲ用
 何レノ方法ヲ施スヤ曰何如ノ體裁ニテ事情

080827
 ○二十七日世良太一ヲ八等出仕ニ南摩綱紀ヲ
 九等出仕ニ物集女清久 倉持義山 横田正綱ヲ
 十一等出仕ニ鈴木敬治ヲ十二等出仕ニ菊池忠
 村上義方ヲ十三等出仕ニ浦野元純 石野唯智
 ヲ十四等出仕ニ補セラル

081003
 ○十月三日匈牙利國(ハンガリー) ペスタ府統計公
 会ノ我國代理仏國(フランス) 博士ブロック氏ヨリ
 本邦政表ノ質問書到ル曰ク(いわく) 日本ニテ統
 計局設立ノ方法何如曰(いわく) 調査ノ條目何如
 曰(いわく) 各州ノ事情報告ヲ得ルニ何レノ吏ヲ
 用ヒ何レノ方法ヲ施スヤ曰(いわく) 何如ノ体裁
 ニテ事情

報告書ヲ編纂シ總表ヲ作為スルヤ曰(いわく)凡ソ統計表ニ掲載スベキ條件ハ人口貿易航海歳入製造品鉱物類農業牧畜牛馬飲料罪科怪我自殺火事疾病新版書籍新聞紙家屋食料晴雨教育宗旨等ナリト乃(すなわち) 閱覽ニ供ス且上申シテ曰(いわく) 本務ハ第五科中ニ属シ名称ナキヲ以テ海外通信ニ極メテ便ナラス 過般統計戸籍ノ二寮ヲ政表課ニ合併ノ議ヲ献ス 今又ブロック氏質問ノ第一条ニ關係セリ 因テ旨ヲ請フト報セラレス

報告書ヲ編纂シ總表ヲ作為スルヤ曰(いわく) 凡ソ統計表ニ掲載スベキ條件ハ人口貿易航海歳入製造品鉱物類農業牧畜牛馬飲料罪科怪我自殺火事疾病新版書籍新聞紙家屋食料晴雨教育宗旨等ナリト乃(すなわち) 閱覽ニ供ス且上申シテ曰(いわく) 本務ハ第五科中ニ属シ名称ナキヲ以テ海外通信ニ極メテ便ナラス 過般統計戸籍ノ二寮ヲ政表課ニ合併ノ議ヲ献ス 今又ブロック氏質問ノ第一条ニ關係セリ 因テ旨ヲ請フト報セラレス

081015

○十五日 上申ス仏国(フランス) 博士ブロック氏ニ答フルノ案成ルヲ以テ閱覽ニ供ス但本務ノ名称ハ仮ニ政表局ヲ用ユト裁可ス

081017

○十七日 柳田友広ヲ八等出仕ニ山寺信炳ヲ九等出仕ニ杉浦赤城ヲ十等出仕ニ杉山親ヲ十一等出仕ニ町野精蔵ヲ十二等出仕ニ新井金作 山県三郎 高橋二郎 山県良蔵(原文ママ。山形良蔵の可
能性。) 呉文聰ヲ十三等出仕ニ鈴木幸英 間庭又次郎 山本臣承ヲ十四等出仕ニ秋月胤浩ヲ十五等出仕ニ補セラルル

081031

○三十一日 明年費拉地費(フィラデルフィア) 博覧会ニ開送スヘキ条目ヲ調査シ參議大久保利通ノ閱覽ニ供ス

081104

○十一月四日 正七位安川繁成ヲ六等出仕ニ補シ政表掛事務ヲ兼掌セシム

以テ閱覽ニ供ス但本務ノ名称ハ假ニ政表局ヲ用ユト裁可ス ○十七日 柳田友広ヲ八等出仕ニ山寺信炳ヲ九等出仕ニ杉浦赤城ヲ十等出仕ニ杉山親ヲ十一等出仕ニ町野精蔵ヲ十二等出仕ニ新井金作 山縣三郎 高橋二郎 山縣良蔵 吳文聰ヲ十三等出仕ニ鈴木幸英 間庭又次郎 山本臣承ヲ十四等出仕ニ秋月胤浩ヲ十五等出仕ニ補セラル ○三十一日 明年費拉地費博覧會ニ開送スヘキ条目ヲ調査シ參議大久保利通ノ閱覽ニ供ス ○十一月四日 正七位安川繁成ヲ六等出仕ニ

補シ改表掛事務ヲ兼掌セシム ○是月明治六年
 日本政表家禄賞典社寺收納半租高ノ部及府縣
 賦金ノ部成ル ○十二月八日明治七年海外貿易
 表成ル ○二十一日紐育保健寮記録頭醫博士ア
 リサアハルリス我在米國領事ニ書ヲ送り曰貴
 國中何レノ府縣ヲ問ハス人口五万以上ニシテ
 死亡婚姻出生等ノ數及其府縣管地ノ廣狹飲水
 ノ泉源流通ノ結構等報道ヲ乞フト本科答フル
 ニ即今囑ニ應シ難キヲ以テス ○三十一日改表
 掛見任六等出仕杉亨二同兼務安川繁成八等出

081100

○是月 明治六年日本政表家禄賞典社寺收納半租高ノ部及府縣賦金ノ部成ル

081208

○十二月八日 明治七年海外貿易表成ル

081222

○二十一日 紐育(ニューヨーク)保健寮記録頭医博士アリサアハルリス我在米國領事ニ書ヲ送り曰(いわく) 貴國中何レノ府縣ヲ問ハス人口五万以上ニシテ死亡婚姻出生等ノ數及其府縣管地ノ廣狹飲水ノ泉源流通ノ結構等報道ヲ乞フト本科答フルニ即今囑ニ應シ難キヲ以テス

081231

○三十一日 政表掛見任(=現任) 六等出仕杉亨二同兼務安川繁成 八等出仕世良太一 柳田友広 九等出仕南摩綱紀 山寺信炳 十等出仕杉浦赤城 十一等出仕物集女清久 倉持義山 横田正綱 杉山親 十二等出仕鈴木敬治 町野精藏 十三等出仕菊池忠 村上義方 新井金作 山県三郎 高橋二郎 山形良藏 呉文聰 十四等浦野元純 鈴木幸英 石野唯智 十五等出仕間庭又次郎 山本臣承 秋月胤浩ナリ

仕世良太一柳田友廣九等出仕南摩綱紀山寺信
 炳十等出仕杉浦赤城十一等出仕物集女清久倉
 持義山横田正綱杉山親十二等出仕鈴木敬治町
 野精藏十三等出仕菊池忠村上義方新井金作山
 縣三郎高橋二郎山形良藏呉文聰十四等浦野元
 純鈴木幸英石野唯智十五等出仕間庭又次郎山
 本臣承秋月胤浩ナリ

原文 明治9年 テキスト

仕世良太一柳田友廣九等出仕雨摩綱紀山寺信
 炳十等出仕杉浦赤城十一等出仕物集女清久富
 持義山檀田止綱杉山親十二等出仕鈴木敬治町
 野精藏十三等出仕菊池忠村上義方新井全作山
 縣三郎高橋二郎山形良藏吳文聰十四等浦野元
 純鈴木幸英石野唯智十五等出仕間庭又次郎山
 本臣承秋月胤浩ナリ

九年一月十二日日下義雄ヲ七等出仕ニ補セラ
 ル○二十二日上書ス昨年九月正院中諸課ヲ廢
 セラレ爾後當掛第五科中ニ在テ政表事務ヲ掌

090112
九年一月十二日日下義雄ヲ七等出仕ニ補セラ
 ル

090122
○二十二日上書ス昨年九月正院中諸課ヲ廢セ
 ラレ爾後當掛第五科中ニ在テ政表事務ヲ掌理
 スルコト一ニ政表課規程ニ拠ル頃日正院職制
 章程ヲ更定セラル然レトモ本科尚ホ旧ニ依リ
 事務ヲ處弁(しよべんニ處理)シテ障碍ナキヤ旨ヲ請
 フト裁可ス

理スルコト一ニ改表課規程ニ據ル頃日正院職
 制章程ヲ更定セラル然レトモ本科尚ホ舊ニ依
 リ事務ヲ處弁シテ障碍ナキヤ旨ヲ請フト裁可
 ス○二十三日奥国博覽會殘務取扱掛相原重政
 八等出仕ニ補セラル○三十一日明治六年ノ司
 法及府縣處刑表聽訟科自海軍々人軍屬處刑社
 寺僧尼教院ノ諸表成ル○二月廿八日六等出仕
 安川繁成工部少丞ニ轉任シ爾後改表ノ事ニ関
 セス○三月十七日明治六年政表司法處刑陸海
 軍處刑及聽訟警察ノ諸部成ル是日杉山鷄児十

090123
○二十三日奥国博覽會殘務取扱掛相
 原重政八等出仕ニ補セラル

090131
○三十一日明治六年ノ司法及府縣處刑表聽訟
 科目海軍々人軍屬處刑社寺僧尼教院ノ諸表成
 ル

090228
○二月廿八日六等出仕安川繁成工部少丞ニ轉
 任シ爾後改表ノ事ニ関セス

090317
○三月十七日明治六年政表司法處刑陸海軍處
 刑及聽訟警察ノ諸部成ル

090317
是日杉山鷄児十三等出仕ニ補セラル

三等出仕ニ補マラルル是明治七年ノ三府五十
 二縣民費總計ヲ前年ニ比較シ以テ閱覽ニ供ス
 ○四月六日宇川盛三郎ヲ十二等出仕ニ補セラ
 ル
 ○七日六等出仕杉亨ニヲ少史ニ任シ十一等
 出仕物集女清久ヲ十等出仕ニ二十三等出仕村上
 義方高橋二郎ヲ十二等出仕ニ補マラルル
 ○五月
 三日七等出仕日下義雄議官井上馨ニ隨行シテ
 歐洲ニ發遣ノ命アリ
 ○十七日上申レテ曰明治
 七年十二月政表編製ノ為ノ式ノ如ク毎年調査
 シ以テ開申スベシト令アリレ以降其申報スル

所ノ者一定セシテ政表ノ旨趣ニ違セサルモ
 ノ少シトセス故ニ事實混淆事理貫通シ難ク徒
 ニ煩勞冗費ヲ生ス因テ勘考スルニ向後各廳ニ
 於テ政表調査主任ノ者毎月本科ニ會シ熟議ヲ
 為セハ徒勞ヲ省キ事務ヲ辨シ政表ノ旨趣貫徹
 スベシ請フ外務内務大藏工部司法ノ五省ニ令
 セラレンコトヲ乃二十一日令レテ曰政表編纂
 方ノ儀ニ就テハ明治七年十二月個條書ヲ以テ
 相達候處右ハ細目多端ニモ有之各廳事務ノ都
 合ニ因リ取調方法一定ノ式難相立廉モ有之候

090300

是月明治七年ノ三府五十二縣民費總計ヲ前年ニ比較シ以テ閱覽ニ供ス

090406

四月六日宇川盛三郎ヲ十二等出仕ニ補セラル

090407

○七日六等出仕杉亨ニヲ少史ニ任シ十一等出仕物集女清久ヲ十等出仕ニ二十三等出仕村上義方高橋二郎ヲ十二等出仕ニ補セラル

090503

○五月三日七等出仕日下義雄議官井上馨ニ隨行シテ歐洲ニ發遣ノ命アリ

090517

○十七日上申シテ曰 (いわく) 明治七年十二月政表編製ノ為メ式ノ如ク毎年調査シ以テ開申スベシト令アリシ以降其申報スル所ノ者一定セスシテ政表ノ旨趣ニ適セサルモノ少シトセス故ニ事實混淆 (こんこう=異種のもが入り混じること) 事理貫通シ難ク徒ニ (いたずらに) 煩勞冗費ヲ生ス 因テ勘考スルニ向後各庁ニ於テ政表調査主任ノ者毎月本科ニ會シ熟議ヲ為セハ徒勞ヲ省キ事務ヲ弁シ政表ノ旨趣貫徹スベシ請フ外務内務大藏工部司法ノ五省ニ令セラレンコトヲ乃二十二日令シテ曰 (いわく) 政表編纂方ノ儀ニ就テハ明治七年十二月個條書ヲ以テ相達候處 (あいたっしそろうところ) 右ハ細目多端ニモ有之各庁事務ノ都合ニ因リ取調方法一定ノ式難相立 (あいたちがたき) 廉モ (かども=理由とする事項) 有之候 (これありそうろう)

ニ付主任ノ者毎月一兩度正院第五科政表掛へ出頭熟議シ無益ノ手数ヲ省キ實用專一ニ取調可シト

090523

○五月廿三日 杉亨ニ正六位ニ叙セラル

090607

○六月七日 十三等出仕山形良蔵ヲ司法省十二等出仕ニ転補セラル

090524

○廿四日 上申ス今般令ニ因リ内務省等ノ政表調査主任官吏ヲ招集シ其方法ヲ商議スルニ元來政表ニ記載スヘキ事實ハ専ラ各地方ノ調査ニ因ル 故ニ地方官及区戸長等其旨趣方法ヲ弁知スルニアラサレハ徒ニ(いたすらに)煩勞ニ属シ實用ニ適シ難ク自今本科ニ於テ毎會商談スル所ノ条目ヲ報告書或ハ新聞紙ヲ以テ廣告セント裁可ス 又曰(いわく)各省主任者集會商議シ規則ヲ仮設シ爾後毎月兩度開會センコトヲ議決ス 因テ規則ヲ附シ以テ上申スト

090704

○七月四日 各省政表掛ヲ本科ニ會シ人ヲ殺ス者ヲ調在スルコトヲ議ス

090718

○十八日 復(また)夕會シ食物ヲ調査スルコトヲ議ス

090719

○十九日 兼子唯郎等外一等出仕ト為ル

090724

○廿四日 内務省上申ス使府県ニ於テ難破船員數調査ニ関シタル明治七年第百四十号ノ令ヲ改メテ自今以後前年七月ヨリ翌年六月

ニ付主任ノ者毎月一兩度正院第五科政表掛へ出頭熟議シ無益ノ手数ヲ省キ實用專一ニ取調可シト ○五月廿三日 杉亨ニ正六位ニ叙セラル ○六月七日 十三等出仕山形良蔵ヲ司法省十二等出仕ニ轉補セラル ○廿四日 上申ス今般令ニ因リ内務省等ノ政表調査主任官吏ヲ招集シ其方法ヲ商議スルニ元來政表ニ記載スヘキ事實ハ専ラ各地方ノ調査ニ因ル故ニ地方官及区戸長等其旨趣方法ヲ辨知スルニアラサレハ徒ニ煩勞ニ属シ實用ニ適シ難ク自今本科ニ於テ毎

會商議スル所ノ條目ヲ報告書或ハ新聞紙ヲ以テ廣告セント裁可ス 又曰各省主任者集會商議シ規則ヲ假設シ爾後毎月兩度開會センコトヲ議決ス 因テ規則ヲ附シ以テ上申スト ○七月四日 各省政表掛ヲ本科ニ會シ人ヲ殺ス者ヲ調査スルコトヲ議ス ○十八日 復夕會シ食物ヲ調査スルコトヲ議ス ○十九日 兼子唯郎等外一等出仕ト為ル ○廿四日 内務省上申ス使府縣ニ於テ難破船員數調査ニ関シタル明治七年第百四十号ノ令ヲ改メテ自今以後前年七月ヨリ翌年六月

マテヲ一期トシ八月十五日ヲ限り申報セシメ
 ンコトヲ請フ 本科審案シテ曰 **（いわく）** 難破船調
 査ハ航海ノ状況ヲ勘案シ予防ノ方法ヲ設クヘ
 キ要件タルヲ以テ逐次精密ナランコトヲ欲ス
 故ニ此ノ如ク兩年ニ弥ル **（わたる）** トキハ政表調
 査ニ便ナラス因テ自今毎年六月十二月ノ兩期
 ニ申報セシメンコトヲ請フト 乃 **（すなわち）** 令
 テ曰 **（いわく）** 難破船員数調査ノ事每一ヶ年分ヲ取
 纏メ翌年二月十五日限内務省へ可届出旨去明
 治七年^{十月}第百四十号ヲ以テ相達置候处 **（あいたつしお
 きそうろうところ）** 自今一ヶ年ヲ六月十二月ノ兩度ニ
 引分ケ上半年分ハ其年八月十五日下半年分ハ
 翌年二月十五日限同省へ可届出ト

マテヲ一期トシ八月十五日ヲ限り申報セシメ
 ンコトヲ請フ 本科審案シテ曰 **（いわく）** 難破船調
 査ハ航海ノ状況ヲ勘案シ予防ノ方法ヲ設クヘ
 キ要件タルヲ以テ逐次精密ナランコトヲ欲ス
 故ニ此ノ如ク兩年ニ弥ル **（わたる）** トキハ政表調
 査ニ便ナラス因テ自今毎年六月十二月ノ兩期
 ニ申報セシメンコトヲ請フト 乃 **（すなわち）** 令
 テ曰 **（いわく）** 難破船員数調査ノ事每一ヶ年分ヲ取
 纏メ翌年二月十五日限内務省へ可届出旨去明
 治七年^{十月}第百四十号ヲ以テ相達置候处 **（あいたつしお
 きそうろうところ）** 自今一ヶ年ヲ六月十二月ノ兩度ニ
 引分ケ上半年分ハ其年八月十五日下半年分ハ
 翌年二月十五日限同省へ可届出ト

090700

●**是月** 大史及第四科ニ協議シテ曰 **（いわく）** 本科
 編纂ノ政表ハ広ク衆庶ニ示スノ上旨ニ因リ適
 宜ニ増刷シテ発売セント各其議ヲ可トス

090801

●**八月一日** 各省政表掛員本科ニ会シ病死人ヲ
 調査スルコトヲ議ス

090904

●**九月四日** 小川為次郎御用掛ト為リ月俸二拾
 円ヲ賜フ

090920

●**廿日** 十三等出仕菊地忠 **（原文ママ。菊池忠の可能性。）** 新
 井金作ヲ十二等出仕二十五等出仕秋月胤浩ヲ
 十四等出仕ニ補セラル

090929

●**二十九日** 松岡秀之ヲ十二等出仕ニ補セラル

列カケ上半年分ハ其年八月十五日下半年分ハ
 翌年二月十五日限同省へ可届出ト ○是月大史
 及第四科ニ協議シテ曰 本科編纂ノ政表ハ廣ク
 衆庶ニ示スノ上旨ニ因リ適宜ニ増刷シテ發賣
 セント各其議ヲ可トス ○八月一日 各省政表掛
 員本科ニ會シ病死人ヲ調査スルコトヲ議ス ○
 九月四日 小川為次郎御用掛ト為リ月俸二拾圓
 ヲ賜フ ○廿日 十三等出仕菊地忠 新井金作ヲ十
 二等出仕ニ二十五等出仕秋月胤浩ヲ十四等出仕
 ニ補セラル ○二十九日 松岡秀之ヲ十二等出仕

ニ補セラル ○十月四日 明治七年府縣民費表成
 ル ○五月 上申ス府下風俗及經濟ニ關係スル政
 表ヲ漸次調査セントス 因テ警視廳及東京府政
 表主任ノ者出席ノ命アラントラ請フト乃令
 レテ曰政表編製ノ事ニ就キ止院第五科ニ於テ
 毎月兩度主任者集會取調方熟議候ニ付其府政
 表主任者每會出頭可為致ト ○廿日 明治七年府
 縣民費表附録成ル ○廿七日 十四等出仕秋月胤
 浩願ニ依リテ出仕ヲ免ヤル ○廿八日 上申ス内務
 省等ノ政表主任者集會議決ノ條件中其大要ヲ

摘採レ新聞紙ニ登録セシムコトヲ請フト裁可ス
 十一月二日 明治六七兩年政表日本全国人員
 部成ル ○七日 岡松徭ヲ十三等出仕ニ補セラル
 ○十二月十九日 全国統計ノ事務專ラ太政官ニ
 屬ス是ヨリ先キ十一月内務省建議シテ曰民部大
 藏兩省合併ノ時ヨリ大藏省中ニ統計寮アリ其
 掌理スル所政表ト異名同實ニシテ各庁ニ
 スル條件ハ盡ク同事異様ニ出テ其重複繁冗勝
 テ云フベカラス之ニ因テ大藏省事務章程ヲ改
 メ一方ノ主務ニ專屬セシメンコトヲ請フト乃

091004

○十月四日 明治七年府縣民費表成ル

091005

○五日 上申ス府下風俗及經濟ニ關係スル政表ヲ漸次(ぜんじ)調査セントス 因テ警視庁及東京府政表主任ノ者出席ノ命アラントラ請フト乃(すなわち)令シテ曰(いわく)政表編製ノ事ニ就キ正院第五科ニ於テ毎月兩度主任者集會取調方熟議候ニ付其(府)政表主任者每會出頭可為致ト

091020

○廿日 明治七年府縣民費表附録成ル

091027

○廿七日 十四等出仕秋月胤浩願ニ依リテ出仕ヲ免セラル

091028

○廿八日 上申ス内務省等ノ政表主任者集會議決ノ條件中其大要ヲ摘採シ新聞紙ニ登録センコトヲ請フト裁可ス

091102

○十一月二日 明治六七兩年政表日本全国人員ノ部成ル

091107

○七日 岡松徭ヲ十三等出仕ニ補セラル

091219

○十二月十九日 全国統計ノ事務專ラ太政官ニ屬ス是ヨリ先キ十一月内務省建議シテ曰(いわく)民部大藏兩省合併ノ時ヨリ大藏省中ニ統計寮アリ其掌理スル所政表ト異名同實ニシテ各庁ニ要求スル條件ハ盡ク(ことごとく)同事異様ニ出テ其重複繁冗勝テ云フベカラス之ニ因テ大藏省事務章程ヲ改メ一方ノ主務ニ專屬セシメンコトヲ請フト乃

大蔵省事務章程ヲ改定シテ曰政府金穀ノ統計表ヲ公布レ及税関輸出入ノ統計表ヲ製シ貿易ノ盛衰ヲ示スコト

ノ盛衰ヲ示スヲ○廿二日十三等出仕吳文聰ヲ

十二等出仕ニ十四等出仕浦野元純間庭又次郎ヲ十三等出仕ニ補セラル

○廿八日明治八年政表海外貿易ノ部成ル是日内務省明治八年日本全國難破船表ヲ上進スルヲ以テ閱覽ニ供ス○

三十一日第五科中政表掛見任少史杉亨二八等出仕世良太一柳田友廣相原重政九等出仕南摩綱紀山寺信炳十等出仕杉浦赤城物集女清久十

大蔵省事務章程ヲ改定シテ曰^(いわく)政府金穀ノ統計表ヲ公布シ及税関輸出入ノ統計表ヲ製シ貿易ノ盛衰ヲ示スコト

091222

○廿二日十三等出仕吳文聰ヲ十二等出仕二十四等出仕浦野元純 間庭又次郎ヲ十三等出仕ニ補セラル

091228

○廿八日明治八年政表海外貿易ノ部成ル是日内務省明治八年日本全國難破船表ヲ上進スルヲ以テ閱覽ニ供ス

091231

○三十一日第五科中政表掛見任^(=現任)少史杉亨二 八等出仕世良太一 柳田友広 相原重政九等出仕南摩綱紀 山寺信炳 十等出仕杉浦赤城 物集女清久 十一等出仕倉持義山 横田正綱 杉山親 十二等出仕鈴木敬治 町野精蔵 宇川盛三郎 村上義方 高橋二郎 新井金作 松岡秀之 吳文聰 十三等出仕菊池忠 山形三郎^(原文ママ。山形三郎の可能性) 杉山鷄兒^(原文は杉山鷄兒)⁸ 岡松徑浦野元純 十四等出仕石野唯智 鈴木幸英 間庭又次郎 山本臣承 御用掛小川為次郎 等外一等兼子唯郎ナリ

一等出仕倉持義山横田正綱杉山親十二等出仕鈴木敬治町野精蔵宇川盛三郎村上義方高橋二郎新井金作松岡秀之吳文聰十三等出仕菊池忠山形三郎山縣良蔵杉山鷄兒岡松徑浦野元純十四等出仕石野唯智鈴木幸英間庭又次郎山本臣承御用掛小川為次郎等外一等兼子唯郎ナリ

⁸ 原文の杉山鷄兒の「兒」は「児」の異体字（他の記事では、すべて「杉山鷄児」）